





		課室名		監査委員事務局		
起案日		平成25年3月8日		決裁日		平成25年3月15日
課内		検討者			決裁者	
担当者	起案者 責任者				監査委員	監査委員
	局長 Tel 2812					
		意見				
		合議者				
		意見				
広報のべおかへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/> 否		ホームページへの掲載		要・ <input checked="" type="radio"/> 否

件名： 財政援助団体等監査の実施について

(別紙 枚)

このことについて、地方自治法第199条第7項に基づき、下記のとおり実施したい。

なお、決裁後は関係部署宛に別紙のとおり通知します。

記

1. 監査の日時 平成25年4月8日 から 平成25年5月10日

2. 監査対象 対象年度：平成23・24年度

対象事業：出資団体 延岡市祝子川温泉美人の湯

3. 選定理由 「財政援助団体等監査要領（選定資料P1）2. 実施計画、(2)監査の対象、

①対象団体の決定」に従い、各課が提出した平成23年度財政的援助等報告書

より抽出を行った結果は以下のとおり。

財政的援助等の種類	報告件数	抽出件数	抽出条件
補助金	353	41	500万円以上、2年連続以上、 主に単独事業 監査実施年度の定期監査実施対 象の課所が所管する団体
交付金	46	0	
負担金	155	8	
貸付金	9	3	
損失補償利子補給	2	0	
その他	11	1	
出資(1/4以上)	11	11	500万円以上
指定管理料	35	17	500万円以上、2年連続以上
合計	611	81	

平成23年度は補助金（延岡市社会福祉協議会運営補助金、延岡市社会福祉センター運営補助金）を監査しており、負担金、貸付金、その他では適当な団体がないことから今回は出資団体から選定する。

別紙「第三セクターへの出資状況」は、①監査実績がないもの、②当期収支差額及び次期繰越収支差額を基に優先順位を決め、並べ替えている。この表の上位2団体のうち、今回は監査期間が短いことを考慮して、規模の小さい(有)祝子川温泉美人の湯とし、北浦総合産業㈱については次回（平成25年度後半）の実施としたい。

第三セクターへの出資状況

(出資割合25%以上 平成23年4月1日)

(平成23年度)

名称 設立年月日	資本金出資金 (内出資額) 単位:百万円	出資割合 %	関係役員等への就任状況	業種	監査実績	指定管理料	委託料、補助金(平成23年度)	当期収支差額	次期繰越 収支差額	優先 順位
北浦総合産業 (株) H8.12.4	29.35 (28.0)	95.4	代表取締役社長 (市長) 代表取締役副社長 (北浦町総合支所長)	総合浦在型レジャー施設 (浜木綿村、 末越レジャーパーク運営・管理)		15,478,000 3,735,000 浜木綿村 末越レジャー パーク	北浦町学校給食運送業務 2,064,642 学校給食調理等業務 20,378,000 海水浴場管理運営業務委託 (下阿蘇) 255,500 ダイビングタウン浦城整備事業「ブルーーツーリズム事業」補助金 100,000 北浦小学校スクールバス運行業務 2,081,000 北浦地区小中学校技術員業務委託 10,087,000 北浦町総合支所庁舎用務員業務委託 3,627,576 合計 39,073,718円	▲ 4,817,264	▲ 17,495,821	1
(有) 祝子川温泉美人の湯 H12.9.7	12.25 (6.00)	49.0	-	祝子川温泉美人の湯の管理運営 (レストラン・温泉施設)		祝子川温泉美人 の湯	-	1,562,031	▲ 11,682,522	2
(財) 道の縁振興事業団 H7.3.20	60.0 (60.0)	100.0	理事長 (北方町総合支所長) 理事 (商工観光部長) 監事 (会計課職員) 評議員 (商業観光課長、北方 町総合支所地域振興課長、北 方町総合支所教育課長、北方	浦在型総合レジャー施設 (ETOラン ド)、農産物直売所 (よっちみろ 屋)、農産物安定供給施設 (早菜花園 芸センター) 運営・管理)		ETOランド道 道の縁	北方町学校給食調理業務委託料 18,470,000 北方町総合支所マイクロバス運行業務委託料 1,575,000 合計 20,045,000円	▲ 596,769	65,571,719 (正味財産 基本財産60百万 円)	3
(株)北川はゆま H8.12.2	11.5 (10.80)	93.9	代表取締役社長 (市長) 代表取締役副社長 (北川町総合支所長)	道の駅「北川はゆま」、ホテルの里 休暇村の管理運営 (特産品の加工販 売・レストラン)		ホテルの里休暇 村	北川運動公園植木管理業務委託 588,000	▲ 476,948	13,585,737	4
(財) 北浦町農業公社 H6.6.16	100.0 (100.0)	100.0	理事長 (北浦町総合支所長) 理事 (副市長、農林水産部 長)	農作業受委託、実験実証圃の設置、茶 栽培・加工販売、農地利用集積円滑化 事業		-	-	▲ 186,254	13,188,686	5
(株) 延岡地区有機肥料センター H1.10.24	13.43 (6.35)	47.3	-	家畜排泄物の収集と有機肥料の生産販 売	随時H10	家畜排せつ物処 理センター	学校給食残さ処理業務委託 1,710,500 家畜排泄物等処理推進事業補助金 353,000 合計 2,063,500円	平成23年度 1/20 1026.778 864.42/		6
(財) 延岡総合文化センター S60.8.13	30.0 (18.5)	61.7	副理事長 (教育部長) 理事 (企画部長) 監事 (会計管理者)	延岡総合文化センター、野口記念館の 管理運営。	随時H10	延岡総合文化セ ンター、野口記 念館	-	798,038	7,048,443	7
(有) 延岡市リサイクルプラザゲン丸館 H8.12.11	10.0 (6.0)	60.0	代表取締役 (市長) 取締役 (市民環境部長)	一般廃棄物の再資源化処理	随時H11		リサイクルプラザゲン丸館管理業務委託 10,000,000	▲ 3,858,002	6,009,709	8
(株) ヘルストピア延岡 H5.4.6	100.0 (65.0)	65.0	代表取締役 (市長)	各種温水プールと風呂を中心とした健 康施設	随時H13	ヘルストピア延 岡	清浄施設周辺住民健康増進委託 971,250 健康施設 (ヘルストロン) 管理委託 38,000 高齢者ヘルストピア延岡利用料金助成 14,664,600 心身障がい者ヘルストピア延岡利用料金助成 2,376,000 合計 18,047,850円	6,085,547	▲ 89,939,783	9
(財) 延岡市高齢者福祉協会 H5.11.5	31.0 (30.0)	96.8	理事 (健康福祉部長) 監事 (会計管理者)	老人福祉センター、デイサービスセン ター等の管理運営、介護予防、生きが い活動支援事業、在宅福祉に関する人 材の養成や介護技術の研修及び普及	随時H10  行政H15	(老人福祉セン ター)	健康施設 (ヘルストロン) 管理委託 90,000 訪問調査委託 455,000 市民福祉セミナー委託 540,000 軽度生活援助委託料 1,698,550 訪問型美容サービス事業委託料 43,200 生きがいデイサービス委託料 507,600 介護福祉研修 240,000 福祉包括支援センター委託 15,000,000 転倒骨折予防教育委託 270,000 配食サービス委託 4,387,200 ケアマネジメント委託 148,000 高齢者福祉バス利用申請受付業務委託 325,200 住宅改修推進事業理山造成工費助成 34,000 合計 23,736,750円	▲ 3,446,374	84,734,044	10
(社)北川町畜産公社 S45.9.12	1.20 (1.00)	83.3	理事長 (北川町総合支所長)	畜産に関する調査研究 牧場・繁殖育成センター経営管理等		鯉山牧場	北川町畜産公社運営費補助金 3,000,000 川口農校後援関係緊急対策事業業務委託 201,280 合計 3,201,280円			

太字は経営検討専門委員会等で技術的見直しが必要とされているもの



## 平成 24 年度 財政援助団体等監査 実施要領 (案)

### 1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

### 2. 監査の目的

出資団体に対する出納関係事務(収入、支出事務など)が関係法令等に則り、公正かつ適正に執行されているか及び出資団体の財政状態を把握し適切な指導監督を行っているか等について所管部課所を監査する。

また、出資団体に対しては、出資目的に沿った事業運営や適切な会計経理が行われているか等について監査する。

### 3. 監査対象年度

平成 23、24 年度

### 4. 監査の対象

対象とする団体	有限会社 祝子川温泉美人の湯 出資金 6,000,000 円(出資割合 49.0%)
対象年度	平成 23 年度、24 年度
所管部課名	北川町総合支所 地域振興課 (商工観光部 商業観光課)

### 5. 監査期間

平成25年4月8日 から 平成25年5月10日

### 6. 監査の方法

- (1) 関係部署(市長、関係部長、関係課所長)に対し監査等の種類、期日、場所等をあらかじめ通知するとともに、必要に応じ資料の提出を求める。提出資料の内容は別途に定めるものとする。
- (2) 出納及びその他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書類での監査及び関係者からの聴取を行うとともに必要に応じ実地監査を行う。

### 7. 監査の主な着眼点

〈所管部課関係〉

- (1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- (2) 出資金等の支出手続は適正か。
- (3) 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- (4) 株券等の保管は良好か。
- (5) 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- (6) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。
- (7) 増・減資等はあるか。また、配当金は確実に収入されているか。

(次頁に続く)

<出資団体関係>

- (1) 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (3) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (4) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (5) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (6) 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- (7) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (8) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (9) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

8. 監査結果の報告

(1) 報告内容

前記 7. の着眼点についての監査結果

(2) 報告時期

平成25年 5月

## 財政援助団体等監査要領

### 1. 基本的な考え方

この要領は、財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）に関し、延岡市監査基準及び延岡市監査等実施要綱の具体的な手続きについて定める。

### 2. 実施計画の作成

#### (1) 監査の期日

原則として年間監査計画に基づき決定する。

#### (2) 監査の対象

##### ①対象種別の決定

監査の種別は、諸事情（直近の実施実績や財政状況など）を総合的に勘案し決定する。

##### ②対象団体の決定

監査する団体は、原則として以下の選定基準に該当するものの中から抽出する。

種別（出資、補助等）		交付額	財政援助期間	補助・ 単独の別	その他 (特に考慮する点)
補助 団体 等交 付団 体	普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るもの	五百万円以上の財政援助を与えている団体	二年連続以上	主に 単独事業	監査実施年度の定期監査実施対象の課所が所管している団体
出資 団体	当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人  当該普通地方公共団体及び一又は二以上の当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社(同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人	出資金額 五百万円以上			
指定 管理 者	法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」。)	指定管理料 五百万円以上	二年連続以上		

##### ③対象期間の決定

監査の対象期間は、原則として監査対象年度及びその前年度とする。

(3) 監査の着眼点と実施手続きの選択

監査等の項目及び着眼点は、次の項目の中から適宜選択する。ただし、必要に応じてその都度追加して定めるものとする。実施手続きは、別添、「監査チェック表」のとおりとする。

【援助の種別：補助金】

＜所管部課関係＞

1. 補助金の目的は法令等に適合しているか。
2. 補助金の決定は市の政策・施策に合致しているか。
3. 補助金等の交付目的及び補助事業内容は明確か。  
また、公益性の観点から必要と認められるものを対象としているか。
4. 補助金等に関する条件の内容は明確か。
5. 補助金交付手続きが法令、条例、規則及び要綱等に準拠し、適切に行われているか。
6. 補助金の算定、交付時期について経済性・効率性は検証されているか。
7. 補助金等の交付先の選定が公正に行われているか。
8. 補助金交付団体に対する指導監督は適切に行われているか。
9. 補助事業の履行確認は適正か。また、補助金の有効性が検証されているか。

＜補助事業者関係＞

1. 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
2. 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
3. 精算報告は適正に行われているか。
4. 補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
5. 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。
6. 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
7. 会計処理上の責任体制は確立されているか。
8. 補助事業の効果検証が行われているか。また、十分効果が上げられているか。
9. 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

※「延岡市補助金見直し基準」(H15.10.6策定)に基づく検証が行われているか及びこれに該当するものはないかについても確認する。

3. 資料及び書類等の要求

監査を実施するにあたっては、あらかじめ必要な書類を提出させ、必要に応じて概況等の説明を求めらる。

【援助の種別：補助金】

監査対象	要求資料及び帳票類
所管部課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助金交付要綱</li> <li>・ 補助金支出に係る会計書類及び付属書類</li> <li>・ その他、補助事業者に対して行った通知等</li> </ul>
補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の概要</li> <li>・ 組織図</li> <li>・ 定款、経理規定</li> <li>・ 監査実施年度及び前年度の収支予算書及び事業計画書</li> <li>・ 監査実施年度の収支決算書及び事業報告書</li> <li>・ 監査実施年度及び前年度に執行した会計主要帳簿類（出納簿、支出調書、通帳等の写し 等）</li> <li>・ 財務諸表（企業会計方式採用の場合）</li> <li>・ 補助金等支出計画</li> </ul>



#### 4. 監査の実施

##### (1) 監査の通知及び監査資料・帳票類の要求先

〈延岡市監査委員条例第7条・延岡市監査等実施要綱第7条〉

通知・要求先 . . . . . 当該監査を受ける者

(財政援助団体等の所管部長等、所管課長等、補助事業団体の長)

##### (2) 日 程 (標準的なスケジュール)

- ① 第1月 財政援助団体等に関する報告書(各課調査)
- ② 第2月 監査対象の決定
- ③ 〃 実施計画の策定
- ④ 第3月 監査の通知及び監査資料・帳票類の要求
- ⑤ 第4月 資料等の受領及び事前研究
- ⑥ 〃 監査の実施
- ⑦ 第5月 監査の復命・監査等報告書原案の作成
- ⑧ 第6月 講評、監査等報告書の決定及び公表

#### 5. 監査の復命及び報告等

##### (1) 復命書の記載

「監査等復命書の指摘事項記載要領」に準拠して記載する。

##### (2) 監査等報告書原案の作成

「監査等報告書原案の作成要領」に準拠して作成する。

##### (3) 講評

所管部課等に対する講評は、原則として監査等の結果に関する報告の決定前に行い、これに対する弁明又は意見を聴取する。

##### (4) 監査等報告書の決定

財政援助団体等監査の報告は、監査委員の合議による。

##### (5) 監査等報告書の提出及び公表 〈地方自治法第百九十九条第一項第九号〉

提出先 . . . 普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員

公 表 . . . 延岡市公告式条例(昭和34年条例第34号)に定める公表の例による。

〈延岡市監査委員条例第11条〉

#### 6. 本要領の改廃の状況

平成22年 1月12日制定

No.	財政的援助等の種類	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条件等	補助団体等の名称	支出額(円)	財源の内訳(円)				算出基礎(支出額内訳)		経費精算専門委員会等で検討されている法人	監査実績あり(指定管理者制度移行前)	監査実績あり(指定管理者制度)
								国県支出金	地方債	その他	一般財源					
	指定管理料	H23	浜木綿村指定管理料	県内外の観光客に快適な観光空間を提供できるよう、浜木綿村各施設の維持・管理を業務委託することを目的とする。	なし	北洲総合産業株式会社	15,478,000	0	0	0	15,478,000	指定管理協定書に基づく	商業観光課	○		
3	指定管理料	H18以前	祝子川温泉管理運営事業	祝子川温泉美人の湯の管理運営業務に係る指定管理料。	指定管理協定書	有限会社祝子川温泉美人の湯	11,165,000				11,165,000	指定管理協定書に基づく	商業観光課	○		
3	指定管理料	H18	ETOランド速日の峰指定管理委託料	ETOランド速日の峰の運営を指定管理者に委託することで、施設の効率的・効果的な運営および利用者の快適性を図る。	延岡市ETOランド速日の峰条例	財団法人 速日の峰振興事業団	40,011,000				40,011,000		商業観光課	◎		定監H19
6	指定管理料	H18以前	ホテルの里休暇村管理運営事業	ホテルの里休暇村の管理運営業務に係る指定管理料。	指定管理協定書	株式会社北川はゆま	5,700,000				5,700,000	指定管理協定書に基づく	商業観光課	◎		
1	指定管理料	H18以前	家畜排泄物処理センター管理事業	延岡市家畜排泄物処理センターの管理運営を隣延岡地区有機肥料センターに委託することにより、両施設の生産ラインを連結させ、より良質な有機肥料を製造し、販売することにより、家畜排泄物等による環境汚染の防止や畜産経営の合理化を図る。	延岡市家畜排泄物処理センター指定管理者 基本協定書及び年度協定書	隣延岡地区有機肥料センター	10,564,000				10,564,000	管理委託料 10,000千円 土地使用料 564千円	農林畜産課			随時H10
28	指定管理料	H18以前	須美江家族旅行村管理運営事業	須美江家族旅行村の管理運営を指定管理者に委託し、効率的・効果的な運営を行い、利用者への快適性を提供する。	指定管理協定書	須美江家族旅行村管理協会	40,000,000				40,000,000	指定管理協定書に基づく	商業観光課	○		
12	指定管理料	H16以前	延岡総合文化センター・野口記念館指定管理料	延岡総合文化センター及び野口記念館の管理運営委託	・当初基本協定書及び毎年度指定管理者と締結する年度協定書	(財)延岡総合文化センター	65,821,000			96,000	65,725,000		文化課	○		随時H10
5	指定管理料	H18	ヘルストピア延岡指定管理料(健康増進)	ヘルストピア延岡の水質基準保持や利用者の安全確保等を図る。	延岡市余熱利用健康施設ヘルストピア延岡条例	株式会社ヘルストピア延岡	15,775,000				15,775,000	人件費 14,596,783円 事務費 1,178,217円	健康増進課	○		随時H9,H13
6	指定管理料	H18	ヘルストピア延岡指定管理料(施設管理)	ヘルストピア延岡の施設の保守点検及び維持管理を委託し、施設の安全と運営の安定を図る。	延岡市余熱利用健康施設ヘルストピア延岡条例	株式会社ヘルストピア延岡	8,434,000				8,434,000	保守点検料 8,034,000円 修繕料 400,000円	健康増進課	○		随時H9,H13
1	指定管理料	H18以前	老人福祉センター管理事業	高齢者の健康と生きがいを推進するため、南北老人福祉センターを設置し、施設の管理運営を委託する。	延岡市老人福祉センター条例 延岡市老人福祉センター条例施行規則	(財)延岡市高齢者福祉協会	22,837,000				22,837,000	人件費 17,803,000円 事務費 5,034,000円	高齢福祉課	○		行政H15 随時H9
1	指定管理料	H22	延岡市営住宅等の管理運営に係る指定管理料	公営住宅等に対して多様化・複雑化する住民ニーズに対し、より効果的に・効率的な管理運営を行い、併せて管理経費等の削減を図る。	四半期ごとの前金払による。(地方自治法第224条の2第3項、延岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例、延岡市営住宅条例等)	延岡宅地建物取引業協同組合(H24.2.13付延岡日向宅建協同組合に名称変更)	44,430,000			44,430,000		延岡市営住宅等の管理運営に関する年度協定書による	建築住宅課			

No.	財政的援助等の種類	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条例等	補助団体等の名称	支出額(円)	財源の内訳(円)				算出基礎(支出額内訳)		経費精算専門委員会にて検討されている法人	監査実績あり(指定管理者制度移行前)	監査実績あり(指定管理者制度)
								国県支出金	地方債	その他	一般財源					
305	指定管理料	H18	点字図書館管理事業委託料	点字図書、録音図書等を製作し、視覚障がいのある者にその貸し出しを行い、情報入手の援助をすることにより、生活と文化の向上、自立と社会参加を図る。	延岡ライトハウス「延岡市点字図書館」「延岡市盲人ホーム」指定管理者 年度協定書 身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱	(財)延岡愛盲協会	18,064,000	9,087,500			9,087,500		障がい福祉課			
9	その他	H17以前	母子生活支援施設管理事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びそのものの監護すべき児童を入所させてさせて保護し、自立の促進を図る施設「ファミリー」の管理運営を社会福祉法人緑ヶ丘福祉会に委託する。	児童福祉法 延岡市母子生活支援施設入所に関する取扱要綱	指定管理者 社会福祉法人 緑ヶ丘福祉会	16,239,968	11,256,637	0	25,500	4,957,831	負担割合 国1/2、県1/4、市1/4	こども家庭課			
10	その他	H17以前	児童館管理事業	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにしその向上を図る児童館の運営管理を指定管理者に委託する。	児童福祉法 児童環境づくり基盤整備事業補助金	指定管理者 緑ヶ丘児童館 (福)緑ヶ丘福祉会 旭児童館 (学)純心学園	14,200,000	1,600,000			12,600,000	1箇所 7,100,000円	こども家庭課			
14	指定管理料	H17以前	延岡市夜間急病センター指定管理料	初期救急患者に対応する夜間急病センターの管理運営を委任し、市民が安心して生活できる救急医療体制の確立を図る。	指定管理者年度協定書 延岡市夜間急病センター条例	社団法人 延岡市医師会	195,341,000	5,210,000		113,254,976	76,876,024	年間経費見込み額(総額)=指定管理料 ※診療報酬等の収入は市が歳入として直接受入	地域医療対策室			
4	指定管理料	H18	島浦診療所指定管理料	島浦地区住民の保健・医療を確保するため、島浦町区を指定管理者として診療所の管理運営を委託する。	延岡市立島浦診療所条例	島浦町区	67,328,732	8,014,000		39,232,360	20,082,372	事務費 44,665,667 研究費 184,080 医療費 22,259,985 その他 219,000	健康増進課		随時H9,H13	
6	指定管理料	H20	市民協働まちづくりセンター管理運営事業	指定管理者による管理運営により、施設の効率的かつ効果的な運営と市民協働の啓発・推進と市民活動の支援を図る	第6次延岡市行政改革大綱 延岡市市民協働まちづくりセンター条例	特定非営利活動法人のべおか市民力市場理事 井上 孝徳	7,526,000				7,526,000	予算担当課は 市民協働・男女参画課	経営政策課			財援団体 H22年度

◎は「統廃合を含めた抜本的な見直しが必要」とされている法人

第三セクターへの出資状況

(出資割合25%以上 平成23年4月1日)

(平成23年度)

名称 設立年月日	資本金出資金 (内出資額) 単位：百万円	出資割合 %	関係役員等への就任状況	業種	監査実績	指定管理料	委託料、補助金(平成23年度)	当期収支差額	次期繰越 収支差額	優先 順位
北浦総合産業 (株) H8.12.4	29.35 (28.0)	95.4	代表取締役社長 (市長) 代表取締役副社長 (北浦町総 合支所長)	総合滞在型レジャー施設 (浜木浦村、 末越レジャーパーク運営・管理)		15,478,000 3,735,000 北浦町 末越レジャー パーク	北浦町学校給食配達業務 2,064,842 学校給食調理等業務 29,878,000 海水浴場管理運営業務委託 (下阿蘇) 255,500 ダイビングタウン浦城整備事業「ブルーツーリズム事業」補助金 100,000 北浦小学校スクールバス運行業務 2,081,000 北浦地区小中学校技術員業務委託 10,087,000 北浦町総合支所庁舎用務員業務委託 3,627,576 合計 39,073,718円	▲ 4,817,284	▲ 17,495,821	1
(有) 祝子川温泉美人の湯 H12.9.7	12.25 (6.00)	49.0	-	祝子川温泉美人の湯の管理運営 (レストラン・温泉施設)		11,165,000 祝子川温泉美人 の湯	-	1,562,031	▲ 11,692,522	2
(財) 遼日の峰振興事業団 H7.3.20	60.0 (60.0)	100.0	理事長 (北方町総合支所長) 理事 (商工観光部長) 監事 (会計課職員) 評議員 (商業観光課長、北方 町総合支所地域振興課長、北方 町総合支所教育課長、北方	滞在型総合レジャー施設 (ETORON ド)、農林産物直売所 (よっちみろ 屋)、農産物安定供給施設 (早菜花園 芸センター) 運営・管理)		40,011,000 ETORON遼 日の峰	北方町学校給食調理業務委託料 18,470,000 北方町総合支所マイクバス運行業務委託料 1,575,000 合計 20,045,000円	▲ 596,769	65,571,719 (正味財産 基本財産60百万 円)	3
(株)北川はゆま H8.12.2	11.5 (10.80)	93.9	代表取締役社長 (市長) 代表取締役副社長 (北川町総 合支所長)	道の駅「北川はゆま」、ホテルの屋 外暖房の管理運営 (特産品の加工販 売・レストラン)		5,700,000 ホテルの屋外暖房	北川運動公園緑地管理業務委託 588,000	▲ 476,948	13,585,737	4
(財) 北浦町農業公社 H6.6.16	100.0 (100.0)	100.0	理事長 (北浦町総合支所長) 理事 (副市長、農林水産部 長)	農作業受委託、実験実証圃の設置、茶 栽培・加工販売、農地利用集積円滑化 事業		-	-	▲ 186,254	13,188,686	5
(株) 延岡地区有機肥料センター H1.10.24	13.43 (6.35)	47.3	-	家畜排泄物の収集と有機肥料の生産販 売	随時H10	10,564,000 家畜排せつ物処 理センター	学校給食残さ処理業務委託 1,710,500 家畜排泄物等処理推進事業補助金 353,000 合計 2,063,500円			6
(財) 延岡総合文化センター S60.8.13	30.0 (18.5)	61.7	副理事長 (教育部長) 理事 (企画部長) 監事 (会計管理者)	延岡総合文化センター、野口記念館の 管理運営。	随時H10	65,821,000 延岡総合文化セ ンター、野口記 念館	-	798,038	7,048,443	7
(有) 延岡市リサイクルプラザゲン丸館 H8.12.11	10.0 (6.0)	60.0	代表取締役 (市長) 取締役 (市民環境部長)	一般廃棄物の再資源化処理	随時H11		リサイクルプラザゲン丸館管理業務委託 10,000,000	▲ 3,858,002	6,009,709	8
(株) ヘルストピア延岡 H5.4.6	100.0 (65.0)	65.0	代表取締役 (市長)	各種温水プールと風呂を中心とした健 康施設	随時H13	24,209,000 ヘルストピア延 岡	清掃施設周辺住民健康増進委託 971,250 健康施設 (ヘルストロン) 管理委託 36,000 高齢者ヘルストピア延岡利用料金助成 14,664,600 心身障がい者ヘルストピア延岡利用料金助成 2,376,000 合計 18,047,850円	6,085,547	▲ 89,939,783	9
(財) 延岡市高齢者福祉協会 H5.11.5	31.0 (30.0)	96.8	理事 (健康福祉部長) 監事 (会計管理者)	老人福祉センター、デイサービスセン ター等の管理運営、介護予防、生きが い活動支援事業、在宅福祉に関する人 材の養成や介護技術の研修及び普及	随時H10 行政H15 (老人福祉セン ター)	22,837,000	健康施設 (ヘルストロン) 管理委託 90,000 訪問調査委託 455,000 市民福祉セミナー委託 540,000 軽度生活援助委託料 1,698,550 訪問型実習サービス事業委託料 43,200 生きがいデイサービス委託料 507,600 介護研修委託料 740,000 地域包括支援センター委託 15,000,000 脳血管障害予防教室委託 270,000 配食サービス委託 4,387,200 ケアマネジメント委託 148,000 高齢者福祉バス利用申請受付業務委託 325,200 住生活施設運営費理由費在成手数料 34,000 合計 23,738,750円	▲ 3,446,374	84,734,044	10
(社)北川町畜産公社 S45.9.12	1.20 (1.00)	83.3	理事長 (北川町総合支所長)	畜産に関する調査研究 牧場・繁殖育成センター経営管理等		2,000,000 鏡山牧場	北川町畜産公社運営費補助金 3,000,000 11歳後育閑適緊急対策事業業務委託 201,280 合計 3,201,280円			

太字は経営検討専門委員会での本格的見直しが必要とされているもの

	要なものを除く。)			
	(2) 定例的な申請書、計画書、要望書、協議書等の提出及び市に対する申請、届出、照会、要望等の処理			○
	(3) 附属機関に対する諮問案の決定（重要なものを除く。）	○		
	(4) 儀式、行事、後援等の決定（軽易なものに限る。）			○
	(5) 法令上、市に処理義務のある事務の処理（重要なものを除く。）		○	
	(6) 法令上、市に処理義務のある定例的な事務の処理			○

備考

- 第1項に規定する事務のうち、部長に係るものの決裁者は、副市長（総括担当）とする。この場合において決裁者及び第一代決者が不在のときの第二代決者は、第5条の規定にかかわらず、他の部長とする。
- 課長及び課長補佐について第1項から第3項までの規定を適用する場合において、決裁者が不在のときは、第5条の規定にかかわらず、課長にあっては部次長（部次長を置かない部にあっては部内の他の課長）が、課長補佐にあっては部内の他の課長（課長補佐を2人以上置く課にあっては課内の他の課長補佐）が代決するものとする。
- 部次長及び課次長並びに参事、副参事、監及び主幹に係る第1項から第3項までの規定の適用については、参事にあっては副市長（第1項の規定を適用する場合にあっては、副市長（総括担当））の、部次長、副参事及び監にあっては主管部長の、課次長及び主幹にあっては主管課長の決裁を受けるものとする。この場合において、決裁者が不在のときは、第5条の規定にかかわらず、部次長にあっては他の部長が、副参事にあっては部次長（部次長を置かない部にあっては他の部長）が、監にあっては部次長（部次長を置かない部にあっては部内の他の課長）が、課次長及び主幹にあっては部内の他の課長が代決するものとする。
- 支出命令及び戻入命令のうち、給料、職員手当等（退職手当及び合算して支出するものに限る。）、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金並びに賃金（合算して支出するものに限る。）に係るものの決裁者は、職員課長とする。

付表1（別表第1第5項第3号関係）

区分	予算執行の決定			支出負担行為	
	副市長	部長	課長	部長	課長
報酬					全額
給料、職員手当等（退職手当及び合算して支出するものに限る。）、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金（合算して支出するものに限る。）					全額職員課長
職員手当等、賃金（いずれも前項に掲げるものを除く。）					全額

平成23年度 財政的援助等に関する報告書

補助金

No.	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条例等	補助団体等の名称	支出額(円)	財源の内訳(円)				算出基礎(支出額内訳)	国庫補助金あり	公的団体補助団体多数	監査実績あり	定額	元利補給金/建設費
							国庫支出金	地方債	その他	一般財源						
5	H22	元気のいい三北地域づくり支援事業補助金	市民との協働のまちづくりの推進及び合併後の新市の一体感の醸成を図るため、地域振興基金(25億円)の果実の一部を活用し、自主性のある市民参加の新たなまちづくり活動を支援する。	「元気のいい三北地域づくり支援事業」補助金交付要綱	延岡市北方町川水流卯682番地 北方まちづくり協議会 会長 甲斐和芳  延岡市北浦町古江1930番地 北浦まちづくり協議会 会長 河野松寿  延岡市北川町川内名7250番地 北川まちづくり協議会 会長 吉田學	9,000,000			6,000,000	3,000,000						
1	H23	延岡市住宅リフォーム商品券事業補助金	裾野の広い住宅投資の波及効果による市内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の居住環境の向上による定住促進に資することを目的に、プレミアム付の住宅リフォーム商品券を発行す	延岡市住宅リフォーム商品券助成事業交付要綱	延岡市中央通3-5-1  延岡商工会議所	109,333,919				109,333,919						
6	H23	延岡市健康長寿推進市民運動支援事業	「健康長寿のまちづくり市民運動」の推進	延岡市補助金等の交付に関する条例及び延岡市健康長寿推進市民運動支援事業補助金交付要綱	延岡市健康長寿推進市民会議	7,972,975				7,972,975						
3	H17以前	地域活動支援センター事業補助金	在宅の障がい者等に対し、市内の地域活動支援センターにおいて創作的活動、生産活動及び生産活動の機会の提供又は地域との交流促進等の便宜を供与することによって、当該障がい者等の地域生活を支援する。	延岡市地域活動支援センター事業実施及び補助金交付要綱	(特非)芽ばかり作業所 延岡市もちの木福祉作業所 延岡市ふじの木福祉作業所 (特非)のべおか城界会	19,896,000				19,896,000						
7	H18以前	第22回ゴールデンゲームズinのべおか運営補助及び照明設備補助金	陸上競技交流人口の増大と地域イメージの向上・夜間照明車借用料の一部補助	〃	ゴールデンゲームズinのべおか実行委員会	7,000,000				7,000,000						
8	H18以前	第50回記念延岡西日本マラソン大会補助金	「アスリートタウン延岡」を代表するイベントとして全国に情報発信	〃	延岡西日本マラソン	7,000,000				7,000,000						
14	H23	熊南地区避難所建設補助金	延岡市火葬場周辺環境整備	延岡市火葬場周辺環境整備に関する助成措置要綱	熊野江区	21,400,000				21,400,000						建設費
15	H18以前	農村環境整備事業元利補給金	農業生産基盤の整備を図る	延岡市農村環境整備(農行基盤)及び排水施設)事業資金元利補給要綱	延岡市土地改良区 理事長 染矢 敏則	8,481,147				8,481,147						元利補給金
21	H20	障がい児保育事業費補助金	保育所における障がい児受け入れを促進する。	延岡市障がい児保育事業費補助金交付要綱	社会福祉法人 伊達福祉会 伊達保育園 外7園	5,104,780	0	0	0	5,104,780						資料1
22	H18以前	企業立地奨励補助金			延岡市天下町1176-13  センコービジネスサポート(株)	86,651,439				86,651,439						〇

担当課の網掛は前年度の定期監査

No.	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条例等	補助団体等の名称	支出額(円)	財源の内訳(円)				算出基礎(支出額内訳)	国庫補助金あり	公的団体/補助団体多数	監査実績あり	定額	元利補給金/建設費
							国庫支出金	地方債	その他	一般財源						
23	H18以前	企業立地奨励補助金			延岡市昭和町2-55 岸上蒲鉾(株)	51,000,000				51,000,000	雇用促進奨励金 1,000,000円 用地取得助成金 50,000,000円				○	
24	H20	地域医療体制整備事業補助金(消化管出血輪番体制)(脳梗塞輪番体制)	消化管出血及び脳梗塞救急患者の安定した受入体制を整備する。	輪番体制をとる医療機関に対し当番日数に応じて待機料等の一部を補助	社団法人 延岡市医師会	33,179,277				33,179,277	当番日～35,480円/日 薬剤代～実費 検査料～実費				○	
25	H17以前	延岡市夜間急病センター建設補助金	医師会病院の新築移転にあわせ、隣接して夜間急病センターを建設し、市民が安心して受けられる初期救急医療体制の整備	「夜間急病センターの建設に関する覚書」に基づき、夜間急病センターの建設費を21年間に分割して補助	社団法人 延岡市医師会	9,134,520				9,134,520	建設費 154,420千円+利息を 21年間に分割して補助				○	建設費
26	H18以前	企業立地奨励補助金			札幌市中央区北2条西2-15 リンケージサービス(株)	9,113,400				9,113,400	雇用促進奨励金 6,800,000円 通信回線使用料助成金 2,286,000円 通信回線設置費助成金 27,400円				○	
27	H18以前	企業立地奨励補助金	延岡市企業立地促進条例に基づく指定工場等に対して、優遇措置を講じることで、企業立地の促進を図り、本市産業の振興と雇用の確保・拡大を図ることにより、税収を増加させることを目的	延岡市企業立地促進条例及び同施行規則	札幌市中央区北2条西2-15 リンケージサービス(株)	8,058,600				8,058,600	賃料助成金 8,058,600円				○	
28	H18以前	企業立地奨励補助金			延岡市天下町1176-13 センコービジネスサポート(株)	6,580,000				6,580,000	雇用促進奨励金 4,600,000円 通信回線使用料助成金 1,980,000円				○	
29	H19	下水道事業補助金	汚水処理施設の減価償却費や利払い額等の補助	地方公営企業法第17条の3	延岡市上下水道局	926,316,000				926,316,000	汚水減価償却費 390,842,000円 汚水償還利子 535,474,000円		○			財政課
30	H16以前	水道事業補助金	上三輪・浦城須美江・北方・北浦・北川簡易水道事業建設に係る企業債の償還利子補助	地方公営企業繰出金について総務省の定める繰出しの基準に基づき算出する額(元利償還金の1/2)を償還が終わるまでの間、毎年度、年度の末日までに繰り出す。	延岡市上下水道局	23,586,899				23,586,899	上三輪 2,205,500円 浦城須美江 4,821,960円 北方 5,364,797円 北浦 7,200,078円 北川 3,631,830円 簡易水道借換債 362,734円		○			財政課
31	H18以前	はり・きゅう・マッサージ等施術補助金	被保険者の健康の保持増進のため	延岡市国民健康保険はり、きゅう、マッサージ等施術規則	延岡保険鍼灸マッサージ師会 外	22,933,000			22,933,000		施術1回につき1,000円の助成		○		○	国民健康保険課
33	H23	延岡市ごみステーション維持管理補助金	ごみステーション(延岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年条例第16号。以下「条例」という。))第9条第3項中の「排出場所」をいう。)を適正な状態に保つため。	ごみステーションの維持管理を行う自治会(以下「区」という。)等に対し、補助金を交付する。 根拠条例等 延岡市補助金等の交付に関する規則(昭和50年2月1日規則第2号)第3条の規定及び延岡市ごみステーション維持管理補助金	古川区 外409件(48,167世帯)	19,266,800				19,266,800	1世帯あたり400円を乗じて得た金額。		○			資源対策課
34	H22	大学入学支援補助金	市内の大学への進学を促進するとともに、大学へ在籍する学生が安心して修学できる環境を整備することで、大学の学生確保を図り、もって大学の活性化を促進し、大学を活かしたまち	延岡市大学入学奨励金交付要綱		15,900,000				15,900,000			○		○	企画課

No.	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条例等	補助団体等の名称	支出額(円)	財源の内訳(円)				算出基礎(支出額内訳)		国庫補助金あり	公的団体/補助団体多数	監査実績あり	定額	元利補給金/施設費	
							国庫支出金	地方債	その他	一般財源								
35	H15以前	防犯灯設置及び維持管理補助金	町・区が共同で防犯灯を電柱・小柱等に設置し、屋外の終夜灯として道路を照明し、犯罪や交通事故の防止対策を図っており、その事業を支援する。	延岡市防犯灯設置及び維持管理補助金交付規程	区長 外 599件	13,525,721				13,525,721	小柱を設置し点灯 ……13,000円 九電柱・共架柱に点灯…4,000円 軒下・NT T柱に点灯 ……4,000円 ブラケットの取替 ……4,000円 *工事費の2分の1補助 *上記金額が限度額 維持管理費	地域交通安全推進室					○	
36	H19	市民まちづくり活動支援事業	市民のまちづくり参加の機運を醸成し、自発的な活動を支援することで市民活動団体の組織強化と活動の定着を図る	延岡市補助金等の交付に関する規則 市民まちづくり活動支援事業補助金交付要綱	子どもフリーマーケット実行委員会 実行委員長 高橋 外38団体	11,639,000			6,308,000	5,331,000	別紙のとおり 予算担当課は 市民協働・男女参画課	経営政策課					○	
38	H18以前	スポーツ大会出場補助金	大会参加選手の一部補助	九州規模大会以上の大会に本市を代表して出場する選手団または個人	土々呂中卓球部顧問 甲斐 誠 外164件	7,224,000				7,224,000	アスリートタウン延岡出場補助金交付要綱	保健体育課					○	
40		職員厚生事業補助金				5,139,745						職員課					○	
9	H18以前	平成23年度延岡市体育協会振興事業補助金	社会体育・地区体育団体の普及振興	〃	延岡市体育協会	6,546,000				6,546,000	定 額	保健体育課						財援団体H12
10	H18以前	平成23年度みやざき県民総合スポーツ祭延岡市選手団出場補助金	大会出場経費の補助	「延岡市補助金等の交付に関する規則」に基づき算出	延岡市体育協会	5,949,695				5,949,695	定 額	保健体育課						財援団体H12



平成23年度財政的援助等に関する報告書

No.	財政的援助等の種類	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条 例等	補助団体等の名称	支出科目 (コードを入力)				支出額 (円)	財源の内訳 (円)				算出基礎 (支出額内訳)	所属C	
							(款)	(項)	(目)	(細目)		国県支出金	地方債	その他	一般財源			
4	負担金	H23	高千穂線鉄道施設整理基金積立負担金	宮崎県及び沿線市町で積立てる当該基金を活用し、高千穂鉄道線から譲渡を受けた鉄道資産のうち不要な施設を撤去する。	・高千穂線鉄道施設整理基金補助金交付要綱	宮崎県	2	1	9	1	27,728,156				27,728,156	<提出金の内訳...宮崎県50%、延岡市25%、高千穂町15.5%、日之影町9.5%> 基金積立金額1,109,126,242円×25%×1/10年=27,728,156円	50500	企画課
3	負担金	H19	下水道事業負担金	雨水処理施設の減価償却費や利払い額等の負担	地方公営企業法第17条の2	延岡市上下水道局	8	5	4	2	382,256,000				382,256,000	雨水施設利子 111,580,000円 雨水施設減価償却費 170,136,000円 臨時債利子等 100,540,000円	102000	財政課
1	負担金	H18以前	宮崎県国民健康保険団体連合会負担金	国民健康保険法に基づき、保険者が共同してその目的を達成するのに必要な事業を行うため	宮崎県国民健康保険団体連合会負担金及び手数料規則	(所在地) 宮崎市下原町231番地1 (名称) 宮崎県国民健康保険団体連合会	1	1	2	1	6,311,000					i 事務費負担金 6,311,000	151000	国民健康保険課
1	負担金	H20	後期高齢者医療広域連合共通経費負担金	・広域連合の組織運営 ・後期高齢者医療制度運営に伴う事務経費	宮崎県後期高齢者医療広域連合規約 第17条	宮崎県後期高齢者医療広域連合	03	01	07	001	67,721,000				67,721,000	均等割 10% 高齢者人口割 45% 人口割 45%	151000	
2	負担金	H20	後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	・後期高齢者医療に係る療養の給付に要する経費	高齢者の医療の確保に関する法律 第98条	宮崎県後期高齢者医療広域連合	03	01	07	001	1,243,529,572				1,243,529,572	市町村負担金 療養給付費×1/12	151000	
3	負担金	H20	後期高齢者医療保険基金安定負担金	・低所得者等の保険料軽減分を公費により補填	高齢者の医療の確保に関する法律 第105条	宮崎県後期高齢者医療広域連合	02	01	01	001	321,276,055			321,276,055		・県負担(3/4) 240,957,041円 ・市負担(1/4) 80,319,014円	151000	
9	負担金	H18以前	農業用・用排水路清掃負担金	市街化区域内において土地改良区が行う農業用排水路に対し工事費の一部を負担する	延岡市市街化区域農業用排水路清掃事業負担金の交付に関する要綱	延岡市土地改良区理事長 染矢 敏則	6	1	5	1	12,955,000				12,955,000		251000	農山村整備課
7	負担金	H18以前	漁港修築事業負担金	県が行う漁港修築事業に対し、市が約1/10の負担を行う。		宮崎県	6	3	3	2	27,268,614		27,200,000		68,614		251500	水産課

平成23年度財政的援助等に関する報告書

No.	財政的援助等の種類	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条例等	補助団体等の名称	支出科目 (コードを入力)				支出額 (円)	財源の内訳 (円)				算出基礎 (支出額内訳)	所属C	
							(款)	(項)	(目)	(細目)		国県支出金	地方債	その他	一般財源			
8	貸付金	H18以前	漁業資金貸付事業	漁協の経営基盤安定のため、延岡市水産業振興基金協会を通して貸付を行う。	延岡市水産業振興基金協会貸付規程	延岡市漁協 延岡漁協 島浦町漁協	6	3	2	6	35,000,000			35,000,000		延岡市漁協 23,730,000円 延岡漁協 7,035,000円 島浦町漁協 4,235,000円	251500	水産課
9	貸付金	H18以前	水産加工経営資金貸付事業	水産加工業の経営安定のため、貸付を行う。	延岡市水産加工経営資金貸付規則	島浦町水産加工業協同組合 延岡漁業協同組合	6	3	2	6	11,000,000			11,000,000		島浦町水産加工業協同組合 9,800,000円 延岡漁業協同組合 1,200,000円	251500	水産課
1	貸付金	H15以前	延岡市付保留地等購入資金貸付金	延岡市の施行する土地区画整理事業における付保留地等の購入資金を融資することによって、快適で災害に強いまちづくりを推進し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	延岡市付保留地等購入資金要綱に基づく預託業務契約。預託金は無利子。金融機関(宮崎銀行)は預託金を年度末に市へ返還する。	株式会社 宮崎銀行	8	5	2	2	10,000,000			10,000,000		延岡市付保留地等購入資金融資要綱及び預託金契約書	351500	区画整理課

選定資料(500万円以上)

平成23年度財政的援助等に関する報告書

No.	財政的援助等の種類	財政援助等の開始年度	件名	目的	支出の条件及び根拠条例等	補助団体等の名称	支出科目 (コードを入力)				支出額 (円)	財源の内訳 (円)				算出基礎 (支出額内訳)	所属C	
							(款)	(項)	(目)	(細目)		国庫支出金	地方債	その他	一般財源			
4	その他	H20	後期高齢者医療保険料納付金	・市で徴収した保険料を広域連合へ納付	高齢者の医療の確保に関する法律 第105条	宮崎県後期高齢者医療広域連合	02	01	01	001	905,577,800			905,577,800		・22年度保険料(市保留分) 345,700 円 ・23年度特徴保険料 629,876,000 円 ・23年度件徴保険料 273,019,900 円 ・滞納分 2,336,200 円	151000	国民健康保険課

# 延岡市第三セクター等経営検討報告書

平成24年3月

延岡市第三セクター等経営検討専門者会議

## 目 次

第1 検討の進め方	P 1
第2 検討経過	P 2
第3 検討結果	
1 各第三セクター等に関する収支状況、経営改善などについての意見	・・・ P 3
2 統廃合を含めた抜本的な見直しが必要な第三セクターに関する意見	・・・ P 8
I 財団法人速日の峰振興事業団（対象施設等：ETOランド速日の峰）	・・・ P 9
II 北浦総合産業株式会社（対象施設等：末越レジャーパーク）	・・・ P 13
III 株式会社北川はゆま（対象施設等：道の駅北川はゆま、ホテルの里休暇村）	・・・ P 16
IV 社団法人北川町畜産公社（対象施設等：鏡山牧場）	・・・ P 21
第4 終わりに	P 26

### ■参考資料

◇延岡市第三セクター等経営検討専門者会議設置要綱・専門者会議メンバー

## はじめに

長引く景気の低迷や少子高齢化の急速な進展など、社会経済情勢は急速に変化し、全国で経営破綻に至る第三セクターが増加しました。

また、延岡市においては、平成18年、19年に行われた市町村合併に伴い、第三セクターや当該セクターが運営する施設等が増加し、類似の事業や施設が生ずることになりました。

このようなことから、延岡市では、平成20年度に12団体を対象として専門コンサルタントによる経営診断を実施し、これを受け、平成22年3月には「第三セクター等の経営改善に関する指針」（以下「指針」といいます。）を策定しました。

本専門者会議は、指針に基づき、事業の統廃合等を含めた抜本的見直しが必要な団体について、より詳細かつ専門的な観点から検討を行うため設置されたものであり、平成23年3月16日に第1回会議を開催して以来、これまで11回にわたり議論を重ねてまいりました。

第三セクターや当該セクターが運営する施設・事業は、地域振興等の目的をもって運営されているものであり、また、旧3町時代には雇用の創出、若者定住といった効果も期待されていました。

このようなことから、本専門者会議においては、採算性のみをもって施設・事業の必要性の検討を行うことはせず、施設の現地視察や第三セクターの施設責任者等からの説明を受けるなどしながら、施設・事業が現在においても公共性があるものか、また、その効果が上がっているのかも踏まえた検討を実施しました。

本報告書においては、12団体の経営改善等に関する意見とともに、延岡市が選定した4つの第三セクターについて、当該セクターが運営する施設・事業の継続の必要性についての意見を記載しています。

延岡市においては、この意見をひとつの参考として、指針に基づき平成24年度までに統廃合を含めた結論を出すとしています。

各第三セクター、施設等については、設置から相当期間が経過し、社会環境や住民のニーズ等も変化してきています。施設・事業の継続の必要性の判断にあたっては、当該施設・事業が、今後とも市民の福祉向上、地域振興等に資するものであるかを踏まえ、適切に判断されることを望みます。

### 延岡市第三セクター等経営検討専門者会議

座長 入谷 貴夫  
高橋 直也  
馬服 一生  
馬場 拓

## 第1 検討の進め方

専門者会議における検討にあたっては、まず、次の12の第三セクター等すべてについて、これまでの収支状況や事業の概要等に関して、事務局から提出のあった決算書等の書類を分析するとともに、所管課職員の説明を受け、第三セクター等ごとに、経営改善の取組みなどについて意見を述べました。

名称（設立年月日）	主な事業内容
財団法人 遠日の峰振興事業団 （平成7年3月20日）	「ETORランド」及び農林産物直販所「よっちみろ屋」の管理運営
北浦総合産業 株式会社 （平成8年12月4日）	「浜木綿村」（道の駅、キャンプ場等）、「末越レジャーパーク」の管理運営
株式会社 北川はゆま （平成8年12月2日）	道の駅「北川はゆま」及び「ホテルの里休暇村」の管理運営
有限会社 祝子川温泉美人の湯 （平成12年9月7日）	祝子川温泉「美人の湯」の管理運営
須美江家族旅行村管理協会 （平成7年4月1日）	「須美江家族旅行村」の管理運営
財団法人 北浦町農業公社 （平成6年6月16日）	農作業受託、農地利用集積円滑化事業
社団法人 北川町畜産公社 （昭和45年9月12日）	牧場経営、預託牛受入れ、育成牛払下げ
株式会社 延岡地区有機肥料センター （平成元年10月24日）	家畜糞尿の収集運搬及び有機肥料の製造販売
有限会社 延岡市リサイクルプラザゲン丸館 （平成8年12月11日）	一般廃棄物の資源化処理
株式会社 ヘルストピア延岡 （平成5年4月6日）	健康増進施設「ヘルストピア延岡」の管理運営
財団法人 延岡市高齢者福祉協会 （平成5年11月8日）	老人福祉センターの管理運営、在宅福祉サービス業（訪問介護、通所介護、配食サービス等）
財団法人 延岡総合文化センター （昭和60年8月13日）	「延岡総合文化センター」及び「野口記念館」の管理運営

その後、各第三セクター等におけるこれまでの経営改善の取組みや、専門者会議での経営改善に関する意見等を踏まえ、延岡市においてより詳細な検討を要する第三セクターが運営する施設・事業を選定し、これらの施設・事業について、具体的な検討を行いました。

なお、検討にあたっては、これらの施設等の現地視察及び施設の責任者等からの説明を求めました。

## 第2 検討経過

- 第1回 平成23年3月16日
  - ◇委嘱状交付
  - ◇これまでの経営改善に関する取組みと今後のスケジュールの説明
  - ◇「経営改善に関する指針」及び「運営見直し方針」の説明
  - ◇各団体の概要の説明
- 第2回 平成23年4月19日（各第三セクターごとの経営改善策等の協議）
  - ◎財団法人 速日の峰振興事業団      ◎株式会社 北川はゆま
  - ◎北浦総合産業 株式会社      ◎須美江家族旅行村管理協会
- 第3回 平成23年6月13日（各第三セクターごとの経営改善策等の協議）
  - ◎有限会社 祝子川温泉美人の湯      ◎株式会社 ヘルストピア延岡
  - ◎財団法人 延岡市高齢者福祉協会      ◎財団法人 延岡総合文化センター
- 第4回 平成23年7月11日（各第三セクターごとの経営改善策等の協議）
  - ◎財団法人 北浦町農業公社      ◎社団法人 北川町畜産公社
  - ◎株式会社 延岡地区有機肥料センター
  - ◎有限会社 延岡市リサイクルプラザゲン丸館
- 第5回 平成23年9月29日
  - ◇今後の会議における検討対象事業と検討の視点についての協議
  - ◇視察を含めた会議スケジュールについての協議
- 第6回 平成23年10月17日
  - ◎「E T Oランド速日の峰」現地視察
  - ・ E T Oランド速日の峰管理運営事業の検討
- 第7回 平成23年11月14日
  - ◎「末越レジャーパーク」現地視察
  - ・ 末越レジャーパーク管理運営事業の検討
- 第8回 平成23年11月22日
  - ◎「道の駅 北川はゆま」現地視察
  - ◎「ホテルの里休暇村」現地視察
  - ・ 道の駅 北川はゆま管理運営事業、ホテルの里休暇村管理運営事業の検討
- 第9回 平成23年12月26日
  - ◎「鏡山牧場（北川町畜産公社）」現地視察
  - ・ 鏡山牧場運営事業の検討
- 第10回 平成24年2月14日
  - ◇「E T Oランド速日の峰」、「末越レジャーパーク」、「道の駅 北川はゆま」、「ホテルの里休暇村」、「鏡山牧場」についての協議
- 第11回 平成24年3月21日
  - ◇「E T Oランド速日の峰」、「末越レジャーパーク」、「道の駅 北川はゆま」、「ホテルの里休暇村」、「鏡山牧場」についての協議
  - ◇協議結果のまとめ

## 第3 検討結果

### 1 各第三セクター等に関する収支状況、経営改善などについての意見

第1回から第3回までの会議において、12の第三セクター等に関して財務諸表、経営改善計画書等の内容を分析するとともに、各所管課から施設、事業等の概要説明を受け、質疑応答を踏まえて、これからの経営改善に向けた意見などを取りまとめました。

まず、今後延岡市において指針に基づいて第三セクター等の経営改善を進めるにあたって、すべての第三セクターに共通する意見を述べます。

項目	内容
マネジメント	各第三セクター等が行う個別の事業ごとに細分化した区分経理を導入したうえで、それぞれにおける経営活動に要した支出経費を変動費と固定費に区分して固定費を随う限界利益（＝売上高－変動費）を把握し、その達成に必要な売上高、削減すべき固定費を把握、分析して、戦略的な経営計画をたてる必要があります。
	各事業の必要性等を検討する際には、将来の大規模改修や設備の更新等を含めた、少なくとも設備の償却期間程度（最低10年）の収支計画が必要となります。
	P D C Aサイクルの徹底した経営管理と、戦略的な経営改善に取り組むためにも3月に1回程度、経営戦略会議を開催する必要があります。また、その会議に延岡市が参加し、P D C Aサイクルにおけるチェックを行い、第三セクター等の緊張感と責任感の維持、及び活性化を図るべきだと考えます。

次に、経営改善に向けた具体的な意見などを、第三セクター等ごとに取りまとめました。

#### ①財団法人 速日の峰振興事業団

項目	内容
マネジメント	財務状況については数年間の推移を把握し、その変化の要因を分析し、経営改善に活かすべきである。
	現場や所管課だけでなく、責任者である役員も財務状況を定期的に把握すべきである。
	経営改善計画書に記載した取組みの効果を評価すべきである。
	E T Oランドでは、リスクマネジメントに配慮しながら利用者数に応じて人的資源を適切に配分し、効率的な運営を行うべきである。
	特によっちみる屋において、曜日ごとの来客数や客単価等のデータをこまめにとり、企画ものの実施検討と、来客見込み数に応じた人員配置等、集客とコスト削減に資するようなデータを取る仕組みづくりが必要である。
施設運営	財団の経営に地域住民の意見を吸い上げる場を設定すべきである。
	人工芝スキー場の日常的な利用者を増やす取組みが必要である。
	入園料無料化を実施したのであれば、E T Oランド施設内での収入増加策が必要である。

施設運営	風力発電施設や「風と電気博物館」は、広域の学校を対象とした環境教育の実施などに活用すべきである。
その他	よっちみろ屋売上高の経済効果を試算すべきである。
	よっちみろ屋は北方地区の地域経済に大きな役割を果たしており、継続して収支黒字となるよう、経営改善に努める必要がある。 よっちみろ屋の休日に偏りがちな集客を、季節ごとのイベント企画や、週一回あるいは月一回の「〇〇市」（安価品、物産展、ミニ祭り等）のようなものを設定することで、施設自体のPRと休日以外の日の集客を図るべきである

②株式会社 北川はゆま

項目	内容
マネジメント	ホテルの里においては、積極的な営業活動を行わなければ、企業などの継続した利用は獲得できない。民間的発想で収益を上げることが地域貢献にもつながる。
施設運営	物産館とレストラン以外は利用頻度が低い。地場製品の販売促進を図るにも固定費（人件費）を抑え、はゆま館を有効活用できないか。 ホテルの里においては、地元宿泊業者とWin-Winの関係を目指す必要がある。提供するサービスでメリハリをつけることにより民業の圧迫を避けることができる。
情報発信	ホテルの里の利用方法について情報発信が不足している。ホテルやジビエ料理などの北川地区独自の魅力を活かし、利用者を増やす取組みが必要である。 ホテルの里は、近くの方は食事、遠くの方は回遊・宿泊の拠点に利用するプランでのPRが必要である。
その他	旧延岡市内の住民等へのPRを積極的に行うべきである。特に少年サッカーや少年野球チームの春、夏休みの合宿や競技会のイベント企画を提案するなど、営業活動に積極的に取り組むべきである。 観光協会や商工会とタイアップしてホテルツアーを企画するなど、ホテルの里を拠点に「ホテル」を生かした観光メニューづくりが必要である。

③北浦総合産業 株式会社

項目	内容
施設運営	市の施設としてゴルフ練習場があるのは疑問が残る。ゴルフ練習場は運営にコストのかかる施設で、民間でも経営の難しいものであり、今後も継続することについては検討の余地がある。
	利用者目線で見えた場合、ゴルフ練習場施設は立派であるがボールが劣化し、本格的な練習場としての魅力がほとんどないとの声が多い。運営を継続する場合、大規模修繕の可能性に加え、取り替えサイクルが短い消耗品の補給にかかるコスト負担等は、現状ではかなり困難ではないか。
	レストラン海鮮館は、週末には30分から1時間待ちになることもあり非常に評判が良く、この部門をより伸ばす工夫も必要である。
	売店では北浦地区だけでなく市外の産物も多く見られた。地場製品の割合を増やし、また平日の利用者を増やす取組みが必要である。

施設運営	売店の平日利用者は、比較的年配の年金生活者が多いと考えるべきであろう。平日の顧客を増やすにはターゲットを絞り込み、品ぞろえの工夫や一定年齢以上の人を対象とする割引等、話題性と消費者にとっての魅力伝える効果的な営業が望まれる。
情報発信	塩の製造をより分かりやすく案内すべきである。また、2次加工品を製造し、直接販売することを検討すべきである。
その他	観光案内コーナーを作るなど情報発信機能の強化が必要である。 須美江家族旅行村と同様の施設であり、ケビン等の近隣で重複する施設に関しては、統合も視野に入れた効率化が必要である。

④須美江家族旅行村管理協会

項目	内容
マネジメント	北浦総合産業との合併や、管理施設の範囲を柔軟に捉えて会計を分けるなど、効率的な運営方法の検討は必要である。
	4千万円を超える指定管理料となっており、透明性が高く効率的な運営が必要である。そのためには、協会自身が経営計画を立て、市が監督していかなければならない。それが継続できなければ法人化して高い透明性を確保すべきである。
その他	地域活性化に市が支出するという形であり、地域の人と人とのつながりを壊さないという意味でも現在の活性化会議などを活かしながら、市が財政的援助を行っていくべきである。

⑤有限会社 祝子川温泉美人の湯

項目	内容
マネジメント	地域での役割をある程度果たしていても、指定管理料が右肩上がりで増加するのでは、市民の理解は得られない。経営改善計画書に記載してあるイベントの開催や営業活動をより強化する必要がある。 キャパシティの問題もあるが、近隣の民宿とタイアップして温泉と宴会で1泊のプランを実施し、団体客を誘致することで集客を増やすことは考えられないか。
施設運営	宿泊を可能にすると固定費が増加し、経営が難しくなる。現在の状況にどのように魅力を付加していくかが課題である。
情報発信	風景や空気感も良く、魅力的な施設であると考え。その魅力を伝える営業活動を強化すべきである。 市内また県外から利用客を呼び込まないと成り立っていかないと考える。延岡市で唯一の天然温泉であることをPRすべきである。
その他	運営の基礎的な要素として、温泉の温度が低いため多くの燃料費が必要となること、遠くてアクセス道路が狭いことの解決無しには単独での採算ベースに乗せることは難しい。 天然温泉であること、北川地区にインターチェンジができることから、将来には期待がもてるのではないか。 魅力的な施設であり、道路事情さえ良くなれば利用者も増えると考え。また、わかりやすい道路案内が随所にあると良い。

⑥株式会社 ヘルストピア延岡

項目	内容
マネジメント	収益は増加してきており、また民間資本活用で手数料収入も増加している。利用者のニーズに即しており、不採算事業から撤退するなど、民間的な発想を取り入れながら経営改善がなされている。 延岡総合文化センターとソフト面などで連携を行うことで、相乗効果も得られるのではないかと。 プールやお風呂のある施設は、スポーツ合宿等の誘致にも有力であり、また街中にこのような大きな施設があることは非常に強みである。ぜひ、他の施設等との連携を実現すべきである。
施設運営	レストランにおいても、メニューが工夫されており健康を意識したものとなっているため、設置目的にも沿った運営となっている。
その他	売上額からいっても、売店やレストラン等が附帯事業というには大きすぎる割合を占めており、定款での位置づけや上位計画との関係を整理する必要がある。 附帯事業とされている売店やレストランなどは、その収入の大きさが附帯事業のレベルを超えている。これらの事業に市の資金が投入されることについては、それなりの位置づけや対外的に説得力のある説明が必要となる。 財務諸表を見ると、売店やレストランの事業についても、実態にあわせて設置目的に含める必要がある。また、さまざまな事業が複合化し、レジャーランド化している状況である。 ヘルストピア延岡は、延岡市のまちの魅力として有力な施設である。延岡総合文化センターや西階総合運動公園、城山公園などは、すべて延岡の強みであるので、それらを連携させ延岡市の魅力を外部に訴えるには重要な位置を占めている。

⑦財団法人 延岡市高齢者福祉協会

項目	内容
その他	デイサービス事業は、介護保険制度のもとでは民間でも実施できる事業であり、また多数の事業所があると思うが、それらの民間事業所との住み分けが必要である。 笑む笑むサービス事業において、市内の求職者に協力会員として登録してもらうことで、雇用の創出につながるのではないかと。

⑧財団法人 延岡総合文化センター

項目	内容
施設運営	広域市町村圏（9市町村）が出資しており、設置目的にあるとおりその圏域の住民が利用する施設となるべきである。
その他	公益法人制度改革に伴う移行を、速やかに行うべきである。

⑨財団法人 北浦町農業公社

項目	内容
マネジメント	現在プリエールを中心としているお茶の販売先としては、県外への小売も考えられるのではないかと。 農地利用集積円滑化事業や農作業受託事業については、全市的なニーズに応える体制とすべきではないかと。

マネジメント	農業公社は県内でも、県の農業振興公社、川南町の尾鈴農業公社と北浦町農業公社のみである。そのような状況であれば、門川町、日向市などへの事業拡大は考えられないかと。 北浦総合産業（株）との合同企画を実施するなど、連携を図ることはできないかと。
その他	農地利用の集積円滑化、中核農家及び営農組織の育成、後継者問題についての取組みが、今後重要である。 若い人への世代交代には、「儲かる」ことがキーポイントになる。「儲かる」には効率を高める必要があり、そのために機械の導入や農地の集積などが必要となる。それらの施策が一体化しなければならず、行政単独では難しいのではないかと考える。そのような場面で農業公社が大きな力を発揮することに期待したい。

⑩社団法人 北川町畜産公社

項目	内容
その他	北川地区のみを対象とする公社から、合併により延岡市全域を対象とする公社へと、経営条件が向上したと外部からは見える。あわせて、その公的な役割を果たしていくべきである。 畜産農家の高齢化も進んでいる。畜産公社においても、担い手育成の取組みが重要である。 経営を効率化するために多頭飼育農家が増加する傾向は理解できるが、一方で、高額だが良質な肉のニーズも出てくるのではないかとも言われている。実験的であれ、高コストではあるが良質なものを作り、それを発信するという取組みも必要ではないかと。

⑪株式会社 延岡地区有機肥料センター

項目	内容
マネジメント	他社との価格競争を行うには、原料コストを下げるが一番の近道だが、料金設定の見直しなどは考えられないかと。
施設運営	設立が平成元年であり、施設の大規模改修が必要なようだが、改修に際して業務に影響が出るのが懸念される。
その他	指定管理料は、ほぼ1,000万円で固定化されている。今後、見直しの検討が必要ではないかと。

⑫有限会社 延岡市リサイクルプラザゲン丸館

項目	内容
マネジメント	決算書によると、利益剰余金が約2,000万円まで増えている。今後、剰余金をどのように取扱うか検討する必要がある。
その他	委託料でゲン丸館の収支調整を図ることについては合理性を感じられない。



## 2 統廃合を含めた抜本的な見直しが必要な第三セクターに関する意見

平成20年度に実施した外部コンサルタントによる第三セクター等の経営診断の結果やそれを受けての第三セクター等におけるこれまでの経営改善の取組み、各年度の決算状況、専門者会議における意見などを踏まえ、延岡市において、「統廃合を含めた抜本的な見直しが必要な第三セクター」として、次の4法人が選定されました。

- ①財団法人速日の峰振興事業団（対象施設等：ETOランド速日の峰）
- ②北浦総合産業株式会社（対象施設等：末越レジャーパーク）
- ③株式会社北川はゆま（対象施設等：道の駅北川はゆま、ホテルの里休暇村）
- ④社団法人北川町畜産公社（対象施設等：鏡山牧場）

これらの第三セクター4法人が管理運営を行っている市の施設、及び市から受託している事業について、市が今後とも継続して実施することの必要性、また、事業を継続していくうえでのより効果的な執行手法などについて、事務局から意見を求められました。

専門者会議としては、施設、事業の継続の必要性については、公共施設、公共事業であるということを前提に、単に、採算性のみではなく、当該施設等の設置目的が現在、また将来において市民の福祉向上、地域振興等に資するものであるかという公共性も踏まえ、いわゆる費用対効果の視点をもって検討を行いました。

具体的には、収益性については、決算状況や施設の利用者数、これまでの経営改善の取組みを踏まえたうえでの今後の収支見込を、公共性については、本来の施設・事業目的以外にも様々な波及効果等、勘案すべきものがあるか否かも含めて検討を行い、併せて、今後必要となる指定管理料、施設改修費等、市の経費を含めた総合的な検討を行いました。

当然のことながら、委員全員の意見が一致するものや、それぞれ専門的な立場から意見が異なるものがありました。専門者会議に与えられた使命は、それぞれ専門者としての立場から意見を述べ、その意見を参考に延岡市において統廃合を含めた結論を出すというものであることから、なるべく意見の統一を図ったうえで、異なる意見も本報告書に記載することにしました。

以下、延岡市においてが選定した施設・事業について、意見を述べます。

## I 財団法人速日の峰振興事業団(対象施設等:ETOランド速日の峰)

財団法人速日の峰振興事業団の事業のうち、公の施設「ETOランド速日の峰」の管理運営事業について、施設そのものの継続の必要性について検討を行いました。

ETOランドは、平成20年度のコンサルタントによる経営診断において、概ね次のような評価を受けています。

	公共性の評価	収益性の評価
スキー場	スキー場ビジネス自体は、民間企業も行っており、公共性があるということにはならない。しかし、青年期の身体育成（健康増進）として捉える場合には、公共性はあるものと想定される。	日常的に利用してもらえる施設ではないため、季節、曜日による変動も大きく経営は難しい状況である。健康増進の機会としての小学生等も含めて市民全体を市場として考えれば、収支はゼロ以上とする必要がある。
宿泊施設等	スキー、自然、集団生活を取り入れた教育プログラムの運用（大規模な単位での実施は対応不可）であるため、公共性はあるものと想定される。	全体規模がそれほど大きくないため収益は限定的である。教育プログラムとしての宿泊・コミュニティ施設であるため、小学生等も含めた若年層を市場として考えれば、収支ゼロ以上とする必要がある。
公園	屋外遊具等については収益的な設備であることから、公共性と収益性の両面を有する。	有料遊具、その他施設利用が限定的であるため、収益性は望めないが、集客のための販売促進費として捉えれば、収支はゼロとすべきである。

この診断結果を受け、市では、ETOランドの経営改善、事業継続の方向性等（運営見直し方針）について、次のようにとりまとめています。

「ETOランド」は、入園料無料の試行的な取組み等により、入園者の増加が見込まれている。このため、さらに無料化の周知徹底等による入園者の増加を図るとともに、事業単独での収支均衡を目指し経営改善に努める。しかし、その取組みによっても改善が認められない場合は、事業の一部または全部の廃止を含め、抜本的な対策を講じる。

### (1) 検討内容

経営改善計画書等の内容、現地視察における従業員の説明によると、ETOランドにおいては、経営改善に向けて、これまで次のような取組みを実施しています。

- ＜宣伝・渉外活動の強化＞
- ・各年の営業先の見直し
  - ・渉外活動を閑散期へ集中化
  - ・大都市のスキーショップへの営業活動によるスキー客の動向及びニーズの把握

<p>＜関係団体との連携強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園、保育園、小・中・高等学校、子ども会との連携</li> <li>・高齢者クラブとの連携（ゲートボール・グランドゴルフ大会、入浴、親睦会等での利用の企画・提案）</li> <li>・企業等との連携（企業等の厚生活動等での利用の企画・提案の実施、企業イベントの誘致）</li> <li>・大学スキー部、各県スキー連盟との連携（合宿での利用増）</li> <li>・五ヶ瀬ハイランドスキー場との連携（シーズン利用区分での相互応援体制確立）</li> <li>・出店者会との連携</li> </ul> <p>＜客単価及びレストラン部門売上の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部イベントへの積極的な参加と物販（弁当他）促進（各種大会・まつり等に物販で参加）</li> <li>・インターネットによる物販</li> </ul> <p>＜インターネット関連事業の充実、宿泊・合宿予約サイトの運用充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「楽天トラベル」、「じゃらん net.」、「九州路」、ANAの「@ホテル」、「るるぶトラベル」、「宿ぶらざ」、「ぐるなびトラベル」の随時更新</li> <li>・物販サイト、合宿予約サイトへの加入</li> </ul>
--

また、近年の利用者数、収支状況の推移は次のようになっています。

ア 利用客数の推移（人）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
一般入場者	9,680	6,167	9,656	12,586	26,877	19,010
スキー場入場者	4,579	4,516	4,490	4,470	4,503	3,736
合計	14,259	10,683	14,146	17,056	31,380	22,746

イ 事業単独の収支状況（千円）

	H18	H19	H20	H21	H22
経常収益	96,572	89,599	93,041	96,792	90,971
（うち指定管理料）	(49,954)	(43,000)	(43,000)	(42,000)	(40,011)
経常費用	95,712	91,842	94,586	95,300	91,764
経常外増減額	△ 83	△ 258	△ 1	0	0
一般正味財産増減額	671	△ 2,501	△ 1,546	1,492	△ 793
（指定管理料無し）	(△49,283)	(△45,501)	(△44,546)	(△40,508)	(△40,804)

(2) 専門者会議としての意見

① 収益性について

＜人工芝スキー場＞

ETORランドにおいては、人工芝スキー場の利用及びそれに伴う宿泊、飲食等による収益が全体収益のなかで約4割を占めています。しかしながら、人工芝スキー場であるという特性、施設の規模等からして、利用者が限定され、また、年間を通じて利用されるものではありません。そのなかで、大学スキー部やスキー連盟への

営業、五ヶ瀬ハイランドスキー場との連携など、様々な取組みを行っていますが、全国的にスキー愛好者が減少しており、また、九州におけるスキー人口からして、今後収益を大きく改善するほどの利用者の増加を図ることは、かなり困難であると思われます。

＜宿泊施設＞

また、宿泊施設において企業研修、大学サークルの合宿等の営業拡大を更に図ることが収益の向上にはつながると考えますが、施設規模、交通事情からして、同様に収益を大きく改善することは困難であると考えられます。

＜全体＞

運営見直し方針で示されました「事業単独での収支均衡」を実現するためには、現在の管理経費を維持したうえで、約2倍もの事業収入を得ることが必要となります。

利用客の推移、これまでの収支状況、今後の収支向上の可能性等、総合的に判断して、ETORランドにおいて、事業単独での収支均衡を図ることは困難であると考えざるを得ません。

② 公共性（事業効果）について

ETORランドの設置目的は、施設設置条例においては「市民の健康と福祉の増進」を図ることとなっていますが、旧北方町における施設設置の経緯、財団法人速日の峰振興事業団の設立目的からみて、その他に、「交流人口の増加」及び「若者の定住化」による地域の活性化も大きな目的となっています。

また、市の長期総合計画において市民生活の「快適性の向上」を掲げ、娯楽の多様性などを備えたまちを目指しており、当施設がその一翼を担う面もあります。

これらの事業効果を判断するものとしては、施設の利用者数が指標となります。また、利用者数を増加させることにより、収益性も向上します。

ETORランドにおいては、利用者増に向けた取組みとして、平成21年度から入園料無料化を実施していますが、利用者数を把握している人工芝スキー場においても利用者の増加は見られない状況にあります。

利用者増の取組みとしては、施設全体の積極的なPRや、風力発電施設の教育プログラムとしての活用、魅力的な施設としてのリニューアル等が必要となります。

利用者増、特に市民の利用者増を図ることができれば「市民の健康と福祉の増進」という公共性は向上することになります。しかし、「交流人口の増加」による地域振興については、ETORランドの設置場所からして、必ずしも有利な条件にあるとはいえません。

「若者の定住化」に関しては、財団法人速日の峰振興事業団の職員のうち、現在、ETORランドの業務に従事しているのは、正職員5人、臨時職員1人となっており、ETORランドが旧北方町地域における一つの雇用の場となっています。

しかしながら、雇用そのものを唯一の目的として市が施設運営、事業を継続する

ことは適当ではなく、他の公共目的を実現するなかで、雇用が創出されることが前提であると考えられます。

### ③総括

ETOランドについては、全国でも珍しい人工芝スキー場や、また、自然エネルギーの学習施設としての風力発電施設などを有していますが、施設の設置場所、また特に人工芝スキー場に関しては、施設の特異性などから利用者増が図られていない状況にあります。

一方、ETOランドの各施設が老朽化しており、施設のリニューアルや、特に人工芝スキー場においては安全確保のため継続した維持補修が必要となり、一定の経費を要することが明らかです。

〔資料〕施設に係る指定管理料、大規模修繕費用（千円）

	H18	H19	H20	H21	H22
指定管理料	49,954	43,000	43,000	42,000	40,011
大規模修繕費用	0	5,670	735	9,354	1,163
	H23	H24	H25	H26	H27
指定管理料	40,011	38,000	38,000	38,000	38,000
大規模修繕費用	0	0	31,861	24,301	24,301

今後、ETOランドの運営を継続していくためには、多額の指定管理料や施設補修経費を要することになりますので、相応の公共性が必要となります。

ETOランドは、「市民の健康と福祉の増進」、「交流人口の増加」、「若者の定住化（雇用）」などを目的として運営されており、このなかで、人工芝スキー場は、「交流人口の増加」を主な目的としていますが、前述のとおり利用者の増加も期待できず、収支改善も見込めない状況にあります。

このようなことから、費用対効果が極めて小さい人工芝スキー場に関しては、施設運営の継続の必要性は現状では乏しいものと考えます。

なお、広場や風力発電施設については、市民の憩いの場として、また、今後ますます重要となるエネルギー、環境教育の施設としての意義もあると考えられます。

以上のことから、ETOランドについては、施設ごとに市民の利用状況や運営経費、収支状況等を把握し、将来の見込みも検討したうえで、市民生活の快適性の向上への貢献度も踏まえながら、それぞれの施設の継続必要性を判断すべきであると考えます。

なお、個別の委員の意見として、観光の振興、スポーツの振興を図るためには赤字経営であってもETOランド施設の運営を継続することが必要であるとの意見も述べられました。

## II 北浦総合産業株式会社(対象施設等:末越レジャーパーク)

北浦総合産業株式会社の事業のうち、公の施設「末越レジャーパーク」の管理運営事業について、施設そのものの継続の必要性について検討を行いました。

末越レジャーパークは、平成20年度のコンサルタントによる経営診断において、概ね次のような評価を受けています。

公共性の評価	収益性の評価
ゴルフ練習場事業は民間主導でサービス提供を行う分野であり、公共性は小さい。ゴルフ練習場は公共性が小さく利用者数も少ないことから、市の施設として存続させる必要性に乏しい。	収益事業として利用収入が固定費を上回る必要があるため、収支ゼロとすべきである。恒常的に利用者数を確保できておらず、収益性に難がある。

この診断結果を受け、市では、末越レジャーパークの経営改善、事業継続の方向性等（運営見直し方針）について、次のようにとりまとめています。

「末越レジャーパーク」は、施設利用者増に取り組みながら事業の黒字化を目指して経営改善に努めるとともに、完全民営化の可能性を探る。しかし、その取り組みによっても改善が認められない場合には、事業の一部または全部の廃止を含め、抜本的な対策を講じる。

※運営見直し方針における「完全民営化」とは、市も一定の関与を行いながら施設の設置目的を堅持し、賃貸借や指定管理等によって施設を運営することを意味しています。

### (1) 検討内容

経営改善計画書等の内容、現地視察における従業員の説明によると、末越レジャーパークにおいては、経営改善に向けて、これまで次のような取組みを実施しています。

- ・積極的なPR活動（チラシ、新聞広告）
- ・更なる接客サービスの向上（社員研修）
- ・軽食メニュー増（カレー等の新メニューを提供）
- ・定休日の変更（月曜日→木曜日）※理容組合を対象とした変更

また、近年の利用者数、収支状況の推移は次のようになっています。

#### ア 利用客数等の推移

	H19	H20	H21	H22
利用者数（人）	4,592	2,175	4,532	3,877
収入（千円）	4,676	2,171	4,327	3,647

※平成20年度は、防護ネットの補修工事のため約半年間の休業

イ 事業単独の収支状況（千円）

	H20	H21	H22
経常収益	6,267	8,406	7,242
（うち指定管理料）	(4,213)	(4,213)	(3,735)
経常費用	5,561	7,132	6,671
（うち本社協定）	(1,111)	(1,685)	(1,651)
当期利益	706	1,274	571
（指定管理料無し）	(△ 3,507)	(△ 2,939)	(△ 3,164)

(2) 専門者会議としての意見

①収益性について

末越レジャーパークにおける収入のうち大部分はゴルフ練習場の利用料金となっていますが、ゴルフ練習場利用の対象者は周辺地域のゴルフ愛好者に限られていることから、大幅な収入増につながるような利用者の増加を図ることは困難であると思われれます。一方、施設の維持管理に係る固定費は接客サービスに要する人件費が大部分であり、大幅な節減は見込めない状況にあります。以上の状況から、運営見直し方針で示されました「事業の黒字化」を実現することは、厳しいと思われれます。

②公共性（事業効果）について

末越レジャーパークの設置目的は、施設設置条例においては「市民の健康と福祉の増進」を図ることとなっています。確かに、ゴルフというスポーツに親しむことにより健康の増進等につながることは考えられます。しかしながら、例えば、体育館やスポーツ広場などのように、多種多様な用途で、子どもから大人まで利用することができる施設とは異なり、一部の住民がゴルフ練習という目的でしか利用できない施設であるゴルフ練習場に大きな公共性を見出すことは困難であると考えます。また、ゴルフ競技やゴルフ練習による健康増進を主体としたまちづくりに取り組んでいる事例はありませんが、娯楽の多様性に資するためには、当該施設の利用者の増加を図ることが課題となります。

③総括

末越レジャーパークはゴルフ練習場、バターゴルフ場、練習用グリーン、草スキー場、河川プール、フィールドアスレチックなどが整備されています。

このうち、利用者数、収入のほとんどを占めているのがゴルフ練習場であり、また、一方で相当の公的費用を投入しているのもゴルフ練習場となっています。さらに、ゴルフ練習場については、利用者数が非常に少なく、現在の利用状況が続けば公共事業として市が継続して実施する必要性があるのか問題になります。

また、ゴルフ練習場の運営には、指定管理料以外に施設補修費（老朽化や強風に

よるネット補修等）を要し、更にフィールドアスレチックについては全面改修が必要であるなど、末越レジャーパークの運営には、今後とも多額の市の支出を要することとなります。

以上のことから、今後、収支の改善が実現しない場合、このような多額の経費を支出しながら市が直接ゴルフ練習場を運営する必要性（公共性）は乏しいと考えられます。

また、運営見直し方針で示された「完全民営化」についても、前述の収支状況、今後の利用者増の可能性からいって、施設の譲渡先が現れることは考えにくく、その実現も困難であると考えられます。

なお、個別の委員の意見として、観光の振興、スポーツの振興を図るためには、赤字経営であってもゴルフ練習場を継続することが必要であるとの意見も述べられました。

〔資料〕施設に係る指定管理料、大規模修繕費用（千円）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
指定管理料	4,213	4,213	4,213	3,735	3,735	3,735	3,735
大規模修繕費用	0	12,600	0	0	0	0	0

### Ⅲ 株式会社北川はゆま(対象施設等:道の駅北川はゆま、ホテルの里休暇村)

道の駅北川はゆま、ホテルの里休暇村については、平成20年度のコンサルタントによる経営診断において、概ね次のような評価を受けています。

	公共性の評価	収益性の評価
道の駅	道の駅は、公共施設である道路と一体となって公共的サービスを提供するものであり、休憩機能、情報機能については公共性はある。また、物販・飲食機能についても地域の特産品を販売または調理しており、地域経済の活性化にも貢献していることから、公共性はあると判断する。	民間経営のドライブイン的な要素も強く、さらに高速道IC開通による集客増も期待されることから年間を通じて一定の集客を維持し、単独事業で黒字とすべきである。
ホテルの里	運動公園利用者の宿泊を主目的とした施設であり、青少年育成の観点から公共性はあると判断する。しかし、現時点においては、工事関係者による宿泊等、主目的以外の利用が増えていることを考えると、公共性は小さい。	本来の目的である運動公園の利用者の拡大を図ることによって現在の利用者に加えて本質的な市民全体の宿泊施設として運営し、集客数の向上などによって収支ゼロ以上とすべきである。

この診断結果を受け、市では、道の駅北川はゆま、ホテルの里休暇村の経営改善、事業継続の方向性等(運営見直し方針)について、次のようにとりまとめています。

「道の駅北川はゆま」は、地域経済の活性化等に貢献しており、高速道路開通という大きなプラス要因がある。今後は、道の駅の収益力向上により法人全体の収支黒字化を目指して事業を継続し、完全民営化の可能性を探る。

「ホテルの里休暇村」は、運動公園との一体的利用を含め管理運営方法について見直しを行うとともに、施設利用者増の取り組みにより赤字幅の減少を図りながら事業を継続する。

※運営見直し方針における「完全民営化」とは、市も一定の関与を行いながら施設の設置目的を堅持し、賃貸借や指定管理等によって施設を運営することを意味しています。

#### (1) 検討内容

経営改善計画書等の内容、現地視察における従業員の説明によると、道の駅北川はゆま、ホテルの里休暇村においては、経営改善に向けて、これまで次のような取り組みを実施しています。

＜地場産品の売上増加(道の駅)＞
・生産者への働きかけ、出品者協議会の充実
・地場産品売り場面積の拡張(はゆま館の活用)〔資料〕商工会のアンテナショップとの連携

＜道の駅の機能強化＞
・地元観光情報等の積極的な発信(地場産業等の振興)〔資料〕商工会のアンテナショップとの連携
・新商品の開発〔資料〕商工会のアンテナショップとの連携
・営業時間の拡張(平成23年度試行)
＜団体客の誘致(ホテルの宿、館)＞
・合宿等誘致の取り組み(チラシ作成・配布)
・スポーツイベントの実施

また、近年の利用者数、収支状況の推移は次のようになっています。

#### ア 利用客数等の推移(人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
道の駅	110,546	113,972	120,818	125,705	131,012	128,144
ホテルの里休暇村	4,858	5,592	5,428	5,166	5,322	4,656

#### イ 事業単独の収支状況(千円)

【道の駅北川はゆま】						
	H17	H18	H19	H20	H21	H22
経常収益	141,850	148,146	164,395	164,008	173,042	161,288
(うち指定管理料)	(6,350)	(7,100)	(6,762)	(2,858)	(1,429)	(952)
経常費用	140,795	144,784	158,287	158,522	166,822	159,770
経常利益	1,055	3,362	6,108	5,486	6,220	1,518

#### 【ホテルの里休暇村】

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
経常収益	14,342	16,829	17,395	15,504	14,184	14,614
(うち指定管理料)	(3,670)	(3,670)	(4,331)	(4,331)	(4,750)	(5,714)
経常費用	14,345	16,852	17,371	15,555	16,184	16,035
経常利益	△3	△23	24	△51	△2,000	△1,421

#### (2) 専門家会議としての意見

##### ①収益性について

###### ＜道の駅北川はゆま＞

「道の駅北川はゆま」の収支状況は、ここ数年事業単独での黒字が続いており、今後とも高速道路が開通することで、更なる利用者増加による収支向上が見込まれます。しかしながら、売り場における品揃えや食堂のメニュー、営業時間等、さらに改善すべき点が見受けられ、今後とも積極的な経営改善が求められます。

###### ＜ホテルの里休暇村＞

一方、「ホテルの里休暇村」に関しては、利用者数が年々減少し、指定管理料を除くと、近年500万円以上の赤字を計上し、その赤字も増加傾向にあります。ホテルの

里休暇村の宿泊施設「ホテルの宿」や研修施設「ホテルの館」は、施設が充実しており、営業活動を効果的に実施する等の経営改善に取り組むことによって、収益向上を図ることが可能であり、そのためには、スポーツ合宿等（市内外）の誘致を行ううえで運動公園を一体的に管理運営する必要があると考えられます。また、ホテル観賞、登山等の観光客、企業研修を対象とした営業も積極的に行う必要があると考えられます。高速道路開通を見据え、このような営業活動をはじめとする経営改善に取り組むことにより、運営見直し方針で示された「赤字幅の減少」は可能であると思われまます。

#### ＜全体＞

また、「道の駅北川はゆま」及び「ホテルの里休暇村」の両部門を合わせた法人全体で見た場合、口蹄疫や鳥インフルエンザの発生など、利用者が減少する外的要因のあった平成22年度を除いては、指定管理料を除いて約200万円の赤字となっています。しかし、前述したような経営改善に取り組むことにより、運営見直し方針で示された「法人全体としての収支黒字化」は可能であると考えられます。

## ②公共性（事業効果）について

### ＜道の駅北川はゆま＞

「道の駅北川はゆま」には、レストラン、物産館、はゆま館、道路・観光情報施設などが整備されています。

また、「道の駅北川はゆま」の設置目的は、施設設置条例において「市の地域情報を提供し、地域資源の活用、地場産業の振興及び交流人口の拡大」を図ることとなっています。

これらの事業目的は、それぞれの施設利用者が増加することでその効果がより大きくなります。また、物産館における農産物等の地元産品の売上が増加することにより、地域農林業をはじめ地場産業の振興がより図られることとなります。

「レストラン」については、北川町地域で生産された農産物や鹿を食材として活用しており、今後とも地元食材を活用した新メニューの開発などに取り組むことで、より公共性の高い施設となると考えられます。

「物産館」では、一般的な土産品のほか、北川町地域で生産された新鮮野菜、加工品等が販売されています。現在、物産館の売上のうち、約4割にとどまっている地場産品の売上に更に増加させ、より公共性の高い施設とする必要があります。このためには、常に、地場産品の品揃えを豊富にするとともに、必要があれば、市内他地域の地場産品の販売に取り組むことを検討する必要があると思われまます。

「はゆま館」は、そもそも北川町地域の主要産業である林業の振興を目的に、木工体験など、地域交流の場として活用されてきました。現在は、これに加え、北川町商工会によるアンテナショップとして活用され、観光案内やコーヒーショップなど道の駅の利用者の利便性が図られています。今後とも、本来の目的である木材加工体験や木製品等の販売による林業振興はもちろんのこと、スペースを有効に活用

した道の駅の利便性向上、地場産業の振興等に向けた取組みを継続させることが重要であると考えられます。

「道路・観光情報施設」をはじめ「道の駅北川はゆま」のすべての施設は、道の駅が高速道路開通後のサービスエリア的な存在となり、北川町地域はもとより、延岡市の北の玄関口として、延岡市の観光、地場産品などを広くPRするための重要な施設であると考えられます。

以上のように、それぞれの施設において改善すべきことや更なる取組みが必要なものがあるものの、「道の駅北川はゆま」は、公共性が高く、今後、高速道路開通という好条件のもと、延岡市の北の玄関口としての重要性がますます高まっていくものと考えられます。

### ＜ホテルの里休暇村＞

次に、「ホテルの里休暇村」は、宿泊施設である「ホテルの宿」、ホテルに関する資料展示室・研修施設である「ホテルの館」、川舟の展示施設である「川船の館」が整備されています。

また、「ホテルの里休暇村」の設置目的は、施設設置条例において「本市の観光振興及び地域間の交流促進」を図ることとなっています。

ホテルの生息地（清流北川）としての魅力を県内外に伝えるとともに、隣接する北川総合運動公園や北川体育館と連携した宿泊・研修・合宿等として利用されることによる交流人口の増加を図ることが主な目的であると考えられます。

この事業効果を判断するものとしては、利用者数が指標となりますが、「ホテルの里休暇村」全体の利用者は減少傾向にあります。しかしながら、施設のポテンシャル、高速道路開通という好条件からして、効果的な営業活動に取り組むことによって、利用者数の増加を図ることは可能であると考えられます。

## ③総括

「道の駅北川はゆま」及び「ホテルの里休暇村」については公共性の高い施設であり、今後とも経営改善に積極的に取り組みながら施設の運営を継続する必要があると考えまます。

「道の駅北川はゆま」については、現在、国により、道の駅機能強化のため、駐車場の増設やトイレの改修が実施されており、より魅力の高い施設となると思われまます。また、高速道路開通という経営環境の向上要件があるなかで、営業時間の拡大や地場産品を中心とした商品の充実、道の駅自体や地域観光資源のPRといった経営改善に取り組むことで、収益向上はもとより、設置目的（公共性）をより大きく達成することができるものと考えられます。

「ホテルの里休暇村」については、施設のポテンシャルを活かし、また運動公園と一体となった施設運営に取り組む、営業活動を強化するなど、積極的な経営改善に取り組むことが重要であると考えられます。

以上のことから、「道の駅北川はゆま」及び「ホテルの里休暇村」の運営を受託し

ている第三セクター「株式会社北川はゆま」においては、これまで以上に企画力、営業力等、更なる経営力の強化を図る必要があると考えます。そのため、マネジメント体制の強化も検討しなければならないと考えられます。

＜完全民営化＞

運営見直し方針で示されている「完全民営化」については、道の駅北川はゆまのみの収支状況からいえば、施設の完全民営化（譲渡、賃貸借）も可能ではあると考えます。しかし、農林業をはじめとする地場産業の振興や観光情報の発信といった本施設の主要な設置目的を維持、促進するためには、当面、指定管理者制度という手法が最適であると考えます。また、道の駅北川はゆまとホテルの里休暇村（運動公園）を一体的に指定管理させることによって、法人全体の収支黒字化も将来見込まれることから、当面、道の駅北川はゆま施設の完全民営化は実施すべきではないと考えます。

〔資料〕施設に係る指定管理料、大規模修繕費用（千円）【道の駅北川はゆま】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
指定管理料	1,429	952	0	0	0	0	0	0	0
大規模修繕費用	0	0	767	0	14,200	0	0	0	1,500

〔資料〕施設に係る指定管理料、大規模修繕費用（千円）【ホテルの里休暇村】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
指定管理料	4,750	5,741	5,430	5,700	5,700	-	-	-	-
大規模修繕費用	0	0	0	0	500	2,000	1,800	500	0

IV 社団法人北川町畜産公社(対象施設等:鏡山牧場)

社団法人北川町畜産公社の事業のうち、「鏡山牧場」における公益事業について、その継続の必要性について検討を行いました。

社団法人北川町畜産公社については、平成20年度のコンサルタントによる経営診断において、概ね次のような評価を受けています。

	公共性の評価	収益性の評価
鏡山牧場	基幹産業である畜産の効率的な経営と収益の向上の基礎となる繁殖技術の確立（1年1産の技術確立）や、育成、預託計画、延岡周辺の地形特性を考慮した牧場経営技術の確立を図ることについては公共性がある。	実験的に実施されている畜産農家と著しく異なる状況（急傾斜地での放牧など）を除外した部分では確実な黒字化が必要である。 通常の畜産農家に比べ、繁殖技術が高く、市場が確保されていることから払い下げるまでの育成技術を向上させることで収益性は見込める。
観光施設	集客施設としての地域振興への貢献として捉えれば公共性はあるが、民間企業でも行う収益事業であるため、公共性はないと言える。 市として政策的な位置づけをしていく方針であるため、これを踏まえると公共性はあるが、これまでのようなレストラン、遊具の営業施設運営だけでは民間企業でも行えるために、公共性は中程度である。	牧場でのレクリエーション機能や飲食物販活動を通じた経営によって黒字経営されるべきである。 アクセス性の悪さによる集客のしにくさ、レクリエーション機能の不十分さを大幅に改善していかないと収益性は望めない。
遊休地での放牧	農家を顧客にした遊休耕作地の保全であることから単なる収益事業であり、公共性はない。ただし、延岡市が農家へ変わって農業政策の一環として実施（委託）するものであれば公共性と言える。また、将来的な耕作の目的やその規模を定量的にも明確にする必要がある。	農家または延岡市から委託され一時的に遊休地を耕すビジネスとして黒字化できる設備投資計画を立案するべきである。 農家が費用負担し遊休地を耕すマーケットを設定したうえで投資を行うべきである。

この診断結果を受け、市では、北川町畜産公社の経営改善、事業継続の方向性等（運営見直し方針）について、次のようにとりまとめています。

畜産の効率的な経営と収益の向上の基礎となる「1年1産」技術等の確立・普及を図るとともに、畜産市場安定のため、畜産農家への繁殖雌牛の生産出荷体制の確立等を目指す。しかし、その取り組みによっても経営の改善が実現できない場合には、事業の一部または全部の廃止を含め、抜本的な対策を講じる。

(1) 検討内容

北川町畜産公社の定款によると、同公社自体の設置目的は、「延岡市における近代的農業経営を確立し、延岡市の地域の活性化を図るため、草地の開発利用による放牧を主体とした家畜の多頭飼育経営及び鏡山のもつ優れた特性を活かした総合的な牧場経営を推進」することにあります。

また、経営改善計画書等によると市が北川町畜産公社に鏡山牧場を指定管理させている目的は、市内畜産農家の「効率的な生産体制の構築と担い手の確保による安定した農業経営の実現」と「生産性の向上による市場への安定供給」を図ることとなっています。これらの目的を実現するために北川町畜産公社が実施する主な事業は、次のとおりとなっています。

- ①放牧を主体とした多頭飼育経営の実践
- ②畜産農家からの預託牛の受入れ
- ③畜産農家への繁殖素牛の払下げ
- ④畜産技術（一年一産技術）の調査研究と畜産農家への普及
- ⑤担い手確保のための研修受入
- ⑥公社牛貸出による耕作放棄地（市内農家）の解消
- ⑦キャトルステーション事業への取組み

(2) 専門者会議としての意見

①収益性について

経営改善計画書等の内容、現地視察における従業員の説明によると、北川町畜産公社においては、収支向上に向けて、飼料代の削減（キャトルステーションへの出荷、放牧による飼料費削減等）や人件費の削減（諸手当の見直しと正職員1人を臨時職員に切替え）に取り組んでいます。

しかし、北川町畜産公社の近年の収支状況は次表のとおりとなっており、市からの指定管理料、補助金を除くと、事業単独での黒字化は困難であると思われます。

〔資料〕事業単独の収支状況（千円）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
経常収益	62,106	59,120	61,551	63,398	58,425	39,742
（うち補助金）	(4,100)	(3,200)	(3,200)	(12,325)	(6,000)	(1,500)
（うち指定管理料）	(2,200)	(2,000)	(2,000)	(2,000)	(2,000)	(2,000)
経常費用	59,525	57,408	61,984	62,926	56,113	39,504
経常利益	2,581	1,712	△433	472	2,312	238
（補助金・指定管理料を除く）	(△3,719)	(△3,488)	(△5,633)	(△13,853)	(△5,688)	(△3,262)

※期首棚卸高は経常費用に、期末棚卸高は経常収益に算入

畜産公社の収入は、市場への子牛販売（生後10月）収入が主なものであり、平成21年度からはJA延岡が運営するキャトルステーション（畜産農家から生後間もない子牛を預かり、成育後市場へ出荷する事業）への子牛出荷（生後4日）も開始し、平成23年度においては、キャトルステーションへの子牛出荷のみとなります。

収支状況において、平成22年度が改善傾向にあるのは、キャトルステーションに出荷することで、子牛販売価格は下がるものの、飼料費が節減されたことが主な要因となっており、平成23年度は更に飼料費の節減が見込まれています。しかしながら、仮に、現在同様、キャトルステーションに継続して出荷したとしても、その収益が飛躍的に伸びることは望めないため、事業単独での黒字化は困難であると判断されます。

なお、キャトルステーション事業は、現在、実証実験としてJA延岡が運営していますが、実験の成果を受けて、平成24年度に事業継続の有無が判断されます。

②公共性（事業効果）について

畜産公社が実施する事業の目的である「畜産農家の安定した農業経営の実現」は、公共性の高いものであると言えます。しかし、畜産公社の牧場経営自体は、あくまでも収益事業であり、これを除いた事業が畜産農家の安定した農業経営に資するものであるかの判断が求められます。

＜畜産農家からの預託牛の受入れ＞

まず、「畜産農家からの預託牛の受入れ」については、子牛の育成を畜産農家から受託し、畜産農家の負担を軽減することで、母牛の飼養頭数を増加させ、経営状況を向上させるものであり、効果的な取組みといえます。しかしながら、受入頭数は、次表のとおりとなっており、事業効果はほとんどないと思われます。また、キャトルステーション事業が継続された場合においては、JA延岡が畜産農家から子牛を受け入れて育成することとなり、畜産公社が預託牛を受け入れる必要性は乏しいと判断されます。

＜畜産農家への繁殖素牛の払下げ＞

「畜産農家への繁殖素牛の払下げ」は、預託牛の受入れと連動した取組みで、畜産農家の飼養頭数を増加させるものでありますが、払下げ頭数実績をみても、畜産公社が払下げを行う事業効果はほとんどないといえます。

〔資料〕預託牛の受入れと繁殖素牛の払下げ実績（頭）

	H18	H19	H20	H21	H22
預託牛の受入れ	0	0	2	0	29
繁殖素牛の払下げ	0	1	0	0	0

※平成22年度預託牛の受入の増加は、口蹄疫の発生によるもの

＜畜産技術（一年一産技術）の調査研究と畜産農家への普及＞

「畜産技術（一年一産技術）の調査研究と畜産農家への普及」については、畜産公社による畜産農家への一年一産技術（分娩後通常410日要している受胎日数を380



日程度に短縮し生産性を向上させる)の普及は進んでいない状況となっています。

＜担い手確保のための研修受入＞

「担い手確保のための研修受入」については、平成21年度に宮崎大学から研修生の受入(3人)を行っており、今後とも継続して受け入れる予定となっていますが、この受入が市内農家の担い手確保に寄与するものか、その事業効果を検証する必要があります。

＜公社牛貸出による耕作放棄地(市内農家)の解消＞

「公社牛貸出による耕作放棄地(市内農家)の解消」については、本来の畜産公社の目的(畜産農家の経営安定)とは異なり、付随的な公共目的又は収益事業としてなされるものです。

＜キャトルステーション事業への取組み＞

「キャトルステーション事業への取組み」については、平成21年度から開始されたJA延岡によるキャトルステーション実証展示事業に関して、畜産公社が子牛を出荷することにより、事業の有効性を検証するとともに、畜産公社自体の経営改善にも繋げる取組みとなっています。実証実験終了後において、畜産公社がキャトルステーションに子牛を預託することは、市内畜産農家と同様に、畜産公社の負担を軽減し、母牛の多頭飼養等による牧場経営の改善に繋がるもので収益事業そのものであり、公共性はないと思われます。

③総括

畜産公社の事業目的である「畜産農家の安定した農業経営の実現」は、公共性が高く、その実現のために一定の公的負担が生ずるのはやむを得ないと思われます。一方、牧場経営そのものには公共性はなく、事業単独で黒字化が求められます。

畜産公社が「畜産農家の安定した農業経営の実現」のために実施している「畜産農家からの預託牛の受入れ」、「畜産農家への繁殖素牛の払下げ」、「担い手確保のための研修受入」については、畜産農家の需要が低いなど、事業実績が少ない状況にあり、目的実現への事業効果はほとんど見られません。

市では、JA延岡が実証展示を行っているキャトルステーション事業を、畜産農家の経営安定のための事業として位置づけ、支援しています。このキャトルステーション事業は、畜産公社の公益事業である預託牛の受入と同じ内容の事業であり、その他の事業についても、JA延岡、畜産市場が実施する事業やその役割と重複していると思われます。

以上のことから、市が畜産公社に委託している「畜産農家の安定した農業経営の実現」のための事業に関しては、その継続の必要性は乏しく、平成24年度以降のキャトルステーション事業の実施状況も踏まえ、畜産農家支援策の見直しを検討する必要があります。

なお、個別の委員の意見として、TPP(環太平洋戦略的経済連携)への日本の参加など、畜産を取り巻く環境が今後大きく変化することも考えられるため、市が畜産

農家の支援及び人材の育成に積極的に関与し、国際競争力のある産業として育成するには、畜産公社の活用が求められるとの意見も述べられました。

〔資料〕事業に係る補助金、指定管理料、大規模修繕費用(千円)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
補助金	3,200	3,200	12,325	6,000	1,500	3,000	5,000	5,000
指定管理料	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
大規模修繕費用	1,097	0	0	0	0	2,800	0	10,000

## 第4 終わりに

今回、専門者会議において、各第三セクター等の経営改善に向けた意見や、第三セクター等が運営する施設・事業の有効性などについて意見をとりまとめ、本報告書を作成しました。

第三セクター等の経営改善の取組みは、第三セクターが地域振興に果たす役割や、その反面、経営状況によっては市の財政に大きな影響を与えることなどから、大変重要な課題であり、継続した取組みが求められます。

今回の専門者会議における議論のなかでは、各第三セクター等の経営改善や、各施設、事業の有効性に関する意見とは別に、今後の延岡市における第三セクター等の経営改善の取組み全般に対して、次のような意見も委員から出されました。

### ■地域経済戦略と第三セクター

延岡市の地域経済を戦略的に発展させるにあたって、第三セクター等が重要な経済活動主体となる可能性があり、その具体的な検討のためには、産業連関分析<sup>1</sup>を有効に活用することが重要となると考えます。

延岡市のマスタープランに掲げるまちづくりの戦略的視点のポイントとしては、①移出産業を育成して外貨を獲得すること、②地域経済循環を創造し経済の活性化を図ること、③生活の快適性を高めることにあります。

このようなまちづくりの戦略において、第三セクター等がどのような役割を果たすべきなのか、延岡市がどのような方針のもとで第三セクター等と関わっていくのか、具体的な検討が必要となり、そのためには、産業連関分析の活用が有効な手段となると考えます。産業連関分析を実施することで、各第三セクター等の経済活動による経済波及効果を測定することも可能となり、延岡市の地域経済戦略等における第三セクター等の位置づけを議論する際の一つの指標ともなりえると思われます。

### ■経営改善に向けた取組みについて

現在、延岡市においては、経営改善に関する基本的な方針などを定めた「指針」や、第三セクター等ごとの「運営見直し方針」を柱に、第三セクター等の経営改善に関する取組みを行っています。

しかしながら、この指針や運営見直し方針の策定後、東日本大震災の発生や急激な円高をはじめ、社会経済環境に大きな変化が生じています。

今後、延岡市において継続して第三セクター等の経営改善に取り組んでいくに当たっては、この指針や運営見直し方針自体も、社会経済環境などの変化に対応した見直しが必要であり、その見直しの際には、外部専門者の意見を聞くことも検討すべきだと考えます。

以上のような、意見を述べさせていただいて、本報告書の終わりとします。

<sup>1</sup> 一定地域において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの取引状況を一覧表にまとめた産業連関表を使って、地域内のある産業の需要や投資及び生産額の増加が地域内産業にもたらす経済波及効果などを測定すること。

## ■延岡市第三セクター等経営検討専門者会議 設置要綱

### (設置)

第1条 本市が25%以上を出資する法人、及び本市が主体的に指導・監督を行う必要があると認められる団体（以下「第三セクター等」という。）の経営状況を専門的見地から分析するとともに、実施事業の公共性・収益性などを踏まえたうえで、その必要性や本市の関与のあり方、及び第三セクター等のあり方について検討を行うため、延岡市第三セクター等経営検討専門者会議（以下「専門者会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 専門者会議の所掌事務は次に掲げるものとする。

- (1) 第三セクター等の経営状況に関すること。
- (2) 第三セクター等が実施する市の事業に関すること。
- (3) 第三セクター等への市の公的関与に関すること。
- (4) そのほか、第三セクター等に関すること。

### (組織)

第3条 専門者会議は、次に掲げる者5名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 企業経営又は行政経営に関し識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 専門者会議は、必要に応じて市長が召集する。

### (関係者の出席等)

第6条 専門者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 専門者会議の庶務は、企画部経営政策課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、平23年3月16日から施行する。

### (経過措置)

2 専門者会議設立当初の任期は、第4条の規定にかかわらず、設置の日から、平成24年3月31日までとする。

## ■専門者会議メンバー

入 谷 貴 夫 氏（宮崎大学教育文化学部教授）

高 橋 直 也 氏（九州保健福祉大学社会福祉学部教授）

馬 服 一 生 氏（税理士法人馬服&パートナーズ代表税理士）

馬 場 拓 氏（B'Sコンサルティング代表、中小企業診断士）



延 監 発 第 114号  
平成25年 3月 15日

北川町総合支所長 様  
商工観光部長 様

代表監査委員 後藤和則

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、下記により財政援助団体等監査を実施しますので通知します。

時節柄、ご多用のこととは存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 監査の日程

平成25年 4月 8日 ～ 平成25年5月10日

2. 監査の対象

対象年度： 平成23・24年度

対象事業： 出資団体 有限会社祝子川温泉美人の湯

3. 監査対象課所

北川町総合支所地域振興課及び出資団体

4. 監査の方法

書類監査及び実地監査

文書取扱：監査委員事務局

(内線2813)

52



延 監 発 第 114 号

平成25年3月15日

商業観光課長 様  
北川町総合支所地域振興課長 様

監査委員事務局長

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、下記により財政援助団体等監査を実施しますので通知します。

時節柄、ご多用のこととは存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 監査の日程

平成25年4月8日 ～ 平成25年5月10日

2. 監査の対象

対象年度： 平成23・24年度

対象事業： 出資団体 有限会社祝子川温泉美人の湯

3. 監査対象課所

北川町総合支所地域振興課及び出資団体

4. 監査の方法

書類監査及び実地監査

文書取扱：監査委員事務局  
(内線522813)



延監発第 114 号  
平成25年 3月15日

有限会社 祝子川温泉美人の湯  
代表取締役 高山 昭二 様

延岡市代表監査委員 後藤 和 則

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、下記により財政援助団体等監査を実施しますので通知します。

時節柄、ご多用のこととは存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 監査の日程

平成25年 4月 8日 ～ 平成25年 5月10日

2. 監査の対象

対象年度： 平成23・24年度

対象事業： 祝子川温泉美人の湯指定管理料

3. 監査の方法

書類監査及び実地監査

4. 提出要求書類

次の書類を4月5日(金)までに北川町総合支所地域振興課を経由して提出してください。

- ・事業の概要【2部】 ・組織図【2部】 ・定款、経理規定【2部】
- ・平成23・24年度収支予算書及び事業計画書【2部】
- ・平成23年度収支決算書及び事業報告書【2部】
- ・平成23年4月1日～平成24年3月31日までに執行した会計主要帳簿類  
(出納簿 支出調書 領収書 通帳等の写し 等)  
平成24年4月1日～平成24年12月31日分は別途連絡します。
- ・平成23・24年度の施設の利用状況
- ・財務諸表(企業会計方式を採用の場合)【2部】
- ・収入・支出計画(作成している場合)【2部】

\* 上記の書類以外のものについても随時提出を求めることがあります。

文書取扱: 監査委員事務局  
TEL0982-22-7027

北川町総合支所地域振興課長 様

監査委員事務局長  
(公印省略)

財政援助団体等監査の実施に伴う関係書類の提出について(依頼)

このことにつきまして、下記のとおり書類を提出してください。

なお、出資団体関係の書類につきましても貴課で取りまとめの上、提出していただきますようお願いいたします。

記

1. 提出期限 平成25年4月5日(金)
2. 対象事業 出資団体 有限会社祝子川温泉美人の湯
3. 提出要求書類

次の書類のうち、貴課及び出資団体において該当するものを提出してください。

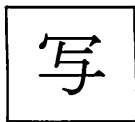
【所管部課関係】

- ・(有) 祝子川温泉美人の湯の設立・出資目的説明書
- ・(有) 祝子川温泉美人の湯に対する指導、監督実施状況(設立から現在まで)
- ・毎月ごと、年度ごとに徴している報告書(平成23・24年度)
- ・延岡市の出資、貸付の状況(設立から現在まで)
- ・施設の管理、運営に関する委託契約書(平成23・24年度)
- ・施設への支出に係る会計書類及び付属書類(平成23・24年度)
- ・その他、出資団体と交わされた各種手続書類等

【出資団体関係】

- ・事業の概要【2部】 ・組織図【2部】
- ・定款、経理規定【2部】
- ・平成23・24年度収支予算書及び事業計画書【2部】
- ・平成23年度収支決算書及び事業報告書【2部】
- ・平成23年4月1日～平成24年3月31日までに執行した会計主要帳簿類  
(出納簿 支出調書 領収書 通帳等の写し 等)  
平成24年4月1日～平成24年12月31日分は別途連絡します。
- ・平成23・24年度の施設の利用状況
- ・財務諸表(企業会計方式を採用の場合)【2部】
- ・収入・支出計画(作成している場合)【2部】

\* 上記の書類以外のものについても随時提出を求めることがあります。



北川町 川内 10358-10  
Tel. 23-3280

延 監 発 第 号  
平 成 2 5 年 3 月 日

有限会社 祝子川温泉美人の湯

様

代表取締役 山崎 昭二

延岡市代表監査委員 後 藤 和 則

### 財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、下記により財政援助団体等監査を実施しますので通知します。

時節柄、ご多用のこととは存じますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 監査の日程

平成25年 4月 8日 ～ 平成25年 5月10日

#### 2. 監査の対象

対象年度： 平成23・24年度

対象事業： 出資団体 有限会社祝子川温泉美人の湯

#### 3. 監査の方法

書類監査及び実地監査

#### 4. 提出要求書類

次の書類を4月5日(金)までに北川町総合支所地域振興課を經由して提出してください。

- ・事業の概要【2部】 ・組織図【2部】 ・定款、経理規定【2部】
- ・平成23・24年度収支予算書及び事業計画書【2部】
- ・平成23年度収支決算書及び事業報告書【2部】
  - ・平成23年4月1日～平成24年3月31日までに執行した会計主要帳簿類  
(出納簿 支出調書 領収書 通帳等の写し 等)
  - 平成24年4月1日～平成24年12月31日分は別途連絡します。
- ・平成23・24年度の施設の利用状況
- ・財務諸表(企業会計方式を採用の場合)【2部】
- ・収入・支出計画(作成している場合)【2部】

\* 上記の書類以外のものについても随時提出を求めることがあります。

文書取扱:監査委員事務局  
TEL0982-22-7027